

令和5/6年度

ジェンダー問題 調査・研究支援事業 報告書

都市計画マスタープランにおける
女性参画の実態に関する研究



北九州市立男女共同参画センター **ムーブ**

発行に寄せて

北九州市立男女共同参画センター・ムーブは、平成7年7月の開所以来、男女共同参画社会の形成の推進と理解を深めることを目指し、さまざまな事業を展開してまいりました。

平成9年度から実施している「ジェンダー問題 調査・研究支援事業」は、北九州市の男女共同参画社会形成にとって課題となっていることを、ジェンダーの視点から掘り下げて調査・研究する市民グループや研究者に対して、その調査・研究費の一部を助成するもので、今回で26回目を迎えます。公募する調査・研究テーマは、「第4次北九州市男女共同参画基本計画」（令和元年6月策定）に基づいた、自由課題を設定しました。

今回は、「都市計画マスタープランにおける女性参画の実態に関する研究」というテーマで調査・研究を行う研究者に対して支援を行いました。富山大学 学術研究部都市デザイン学系 特命助教 土屋泰樹氏が、都市計画における女性参画に着目し、都市計画審議会における女性委員比率の調査や、都市計画マスタープランの記述分析、都市計画審議会の女性委員比率が高い自治体へのヒアリング調査を通して、女性参画推進のための取り組みや課題について提言をまとめられています。

この調査報告書が、都市計画における女性参画についての理解を深めるとともに、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるための一助となれば幸いです。

最後になりましたが、調査・研究報告書の発行にあたり、ご協力いただきました皆さまに厚く御礼申し上げます。

令和7年3月

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
所 長 梶尾 美栄子

都市計画マスタープランにおける
女性参画の実態に関する研究

富山大学 学術研究部都市デザイン学系 特命助教

土屋 泰樹

目 次

報告書概要	1
第1章 はじめに	4
1 本研究の背景	4
(1) 政策決定分野における女性参画	4
(2) 都市計画における女性参画の必要性	4
2 本研究の目的	5
3 既往研究及び本研究の特徴	5
(1) 一般の審議会における女性参画について	5
(2) 都市計画審議会の委員構成に関する研究	6
(3) 建築及び都市計画分野における女性参画について	6
(4) 都市計画マスタープランに関する既往研究	7
(5) 本研究の特徴	7
4 研究手法及び章構成	8
5 研究対象自治体の選定	8
第2章 都市計画審議会における女性委員	9
1 本章の概要	9
2 調査方法及び対象自治体	9
3 都市計画審議会における女性委員の人数及び比率	10
4 都市計画審議会の会長の性別	13
5 委員種別の女性委員比率	13
6 本章のまとめ及び考察	16
第3章 都市計画マスタープランの記述分析	17
1 本章の概要	17
2 調査方法及び対象自治体	17
3 目次及び本文中におけるジェンダー関連記述の有無	18
4 女性記述における記述の分野と計画段階	19
5 女性記述の計画段階	20
6 女性記述の有無と女性委員比率の関係	21
7 本章のまとめ及び考察	22
第4章 自治体へのヒアリング調査	23
1 本章の概要	23
2 北九州市へのヒアリング調査	23
(1) ヒアリング調査概要	23
(2) 北九州市の都計審の女性委員比率の推移	23
(3) 女性委員比率の上昇要因	24

(4) 女性委員比率を上昇させるための取り組み及び経緯	24
(5) 北九州市へのヒアリング調査のまとめ	26
3 岡山市へのヒアリング調査	26
(1) ヒアリング調査概要	26
(2) 岡山市の都計審の女性委員比率の推移	27
(3) 女性委員比率が高い要因及び具体的な取り組み	27
(4) 岡山市へのヒアリング調査のまとめ	28
4 さいたま市へのヒアリング調査	28
(1) ヒアリング調査概要	28
(2) さいたま市の都計審の女性委員比率の推移	28
(3) 女性委員比率が高い要因及び具体的な取り組み	29
(4) さいたま市へのヒアリング調査のまとめ	29
5 千代田区へのヒアリング調査	30
(1) ヒアリング調査概要	30
(2) 千代田区の女性委員比率の推移	30
(3) 女性委員比率が高い要因及び具体的な取り組み	30
(4) 千代田区へのヒアリング調査のまとめ	31
6 足立区へのヒアリング調査	31
(1) ヒアリング調査概要	31
(2) 足立区の都計審の女性委員比率の推移	31
(3) 女性委員比率が高い要因及び具体的な取り組み	32
(4) 足立区へのヒアリング調査のまとめ	32
7 本章のまとめ及び考察	33
第5章 結果及び結論	34
1 本研究の結果	34
2 女性参画の推進に向けた提言	35
(1) 都市計画を決める場における男女共同参画の推進	35
(2) 都市計画を決めた結果におけるジェンダー平等への配慮	36
発表済みの研究成果	37
引用文献一覧	38
資料：ヒアリング調査関連書類	40

報告書概要

■調査・研究題目

都市計画マスタープランにおける女性参画の実態に関する研究

■研究者名

土屋 泰樹（富山大学 学術研究部都市デザイン学系 特命助教）

■調査・研究の目的

男女共同参画の推進策の一つとして、政策・方針決定過程への女性の参画拡大が進められてきた。数値目標として審議会等委員への女性割合が採用され、2025年までに40～60%とされている。現在は、国は40.7%、都道府県は33.3%、市町村は27.1%（いずれも2020年）であり、地方自治体においては目標未達の状況である。

本研究においては都市計画における女性参画に着目して研究を行った。それは都市空間を利用する約半数は女性であり、その方針決定や議論の場に女性が参画していくことが当然に求められると考えたためである。本研究で対象とする都市計画審議会は地方自治体において都市計画の調査審議や提言という役割が期待され、都市空間を利用する女性の参画が必須である。都市計画等の分野では女性参画が不十分であることが過去に指摘されており、都市計画に関連する分野の学識経験者や関係行政機関の職員で構成される都市計画審議会では、他の分野と比較して達成率が低いことも想定される。そのため、都市計画を決める場である都市計画審議会における女性参画の実態と課題を明らかにすることが必要であると考えた。

さらに、都市計画の基本的方針となる都市計画マスタープランについても女性参画状況を調査した。都市計画審議会の諮問を受ける都市計画マスタープランは再開発等の検討や地域の計画及びビジョンを考える際に参照される上位計画となっており、ジェンダーに配慮した記述や計画がなされているかは重要である。

■調査・研究の方法

(1) 都市計画審議会における女性委員数及び比率の調査

都市計画審議会の委員名簿を収集し、委員種別に女性委員比率を調査した。委員種別は学識委員、議員委員、住民委員、その他委員の4種である。さらに、会長の性別についても可能な限りで調査を行った。

(2) 都市計画マスタープランにおけるジェンダー関連記述の調査

調査対象とした48自治体の調査時点で最新の都市計画マスタープランを読み込み、ジェンダー関連記述を抽出し、記述の有無や内容の調査を行った。

(3) 女性委員比率が高い自治体へのヒアリング調査

都市計画審議会と都市計画マスタープランに着目して、文献調査から女性参画状況を明らかにしたうえで、女性委員比率が高い5自治体へヒアリング調査を行い、女性参画推進のための取り組みや課題を明らかにした。

■調査・研究結果及び提言

(1) 結果1：都市計画審議会における女性委員数及び比率

都市計画審議会の女性委員比率は平均23.5%であった。さらに、進行等を担う立場である会長について、性別を調査した結果、女性は0名であった。委員種別によっても女性委員の人数は異なり、関連行政機関の職員などで構成されるその他委員が最も女性委員数及び比率が少なく8%であった。

(2) 結果2：都市計画マスタープランにおけるジェンダー関連記述の有無

女性、子育て、性の多様性の3分類に分けてジェンダー関連記述の有無とその抽出を行った。女性記述については、そもそも都市計画マスタープランに記述している自治体が29%にとどまっていることが明らかになった。都市マスに女性記述がある自治体の女性委員比率はない自治体よりも高く、都市計画審議会の女性委員比率を高くすることが重要であることが示唆された。さらに、女性記述がある自治体においても、防災や産業の分野に限られていた。

(3) 結果3：女性委員比率が高い自治体へのヒアリング調査

女性委員比率が国の定める基準の40%を超えていた5自治体へ女性委員を増やすための取り組みについてヒアリング調査を行った。各自治体の目標設定の状況、目標未達の場合の措置、女性委員を増やすための取り組みは個々に異なっているが、関係行政機関の長が任命される形式の場合、性別を考慮することが困難であることは共通の課題となっていた。

(4) 女性参画の推進に向けた提言：女性委員とジェンダーに配慮した記述を増やすために

現状分析とヒアリング調査等の結果を踏まえ、女性参画の推進に向けた提言をまとめた。本研究では都市計画審議会と都市計画マスタープランの2つに着目しているため、提言についても2つの観点から行った。

都市計画審議会における女性参画の推進に向けた提言としては、短期と長期に分けて行いたい。短期的な対策については、女性委員を増やす委員種別に合わせて、異なる対応が必要である。例えば、事務局で人選を行うことが可能な学識委員については、女性の学識経験者を探すことや推薦依頼の際に女性の推薦を依頼するなどの対策が考えられる。

長期的な対策については、なり手となる候補者を男女同数に近づけていくことが必要である。例えば、議員委員の候補となる地方議会議員に女性を増やしていくことが必要である。そのほか、その他委員の候補となる消防や警察などの関係行政機関の職員に女性を増やしていくことが求められる。

都市計画マスタープランにおいてジェンダーに配慮した記述を増やすための提言について記述する。まず、本研究の結果、女性記述がある自治体の女性委員比率が高いことが明らかになったため、都市計画審議会において女性委員を増やすということが改善策として考えられる。

次に、都市計画マスタープランにジェンダーに配慮した記述をすることを国が目標設定や指標設定を行うことを提案する。現在、国は都市計画審議会の女性委員比率の目標を設定しているが、このことはヒアリングで明らかになったように自治体が女性委員比率を上昇させる要因となっている。そのため、都市計画マスタープラン

ンに記述していくことについても同様に目標設定や指標設定を行うことも想定される。

本研究の結果からは、都市計画におけるジェンダー平等が進展するために、このような取り組みを行うことが想定される。その際には、本研究が取り組みを実施していく際の一助になることを願う。

第1章 はじめに

1 本研究の背景

(1) 政策決定分野における女性参画

1999年に施行された男女共同参画社会基本法によって男女共同参画基本計画の策定がなされ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大が目標の一つとされてきた。2000年に策定された第1次男女共同参画基本計画にあたっては国の審議会等委員への女性割合の目標を2005年度末までに30%と掲げていたが、地方公共団体等において、数値目標は存在していなかった。その後、第2次（2005年）では国と地方公共団体等において2020年までに30%とされ、第3次（2010年）では国において2020年までに女性委員割合が40~60%という目標とされた。最新の第5次（2020年）では国と地方公共団体等において2025年までに40~60%という目標が掲げられ、国は40.7%、都道府県は33.3%、市町村は27.1%（いずれも2020年）となっている¹⁾。地方公共団体等において目標未達となっており、決定過程における女性参画の拡大が依然として求められている。

(2) 都市計画における女性参画の必要性

本研究においては都市計画における女性参画に着目して研究を行った。それは都市空間を利用する約半数は女性であり、その方針決定や議論の場に女性が参画していくことが当然に求められると考えたためである。本研究で対象とする都市計画審議会（以下、都計審）は地方自治体において都市計画の調査審議や提言という役割が期待され²⁾、都市空間を利用する女性の参画が必須である。しかし、都計審の女性委員比率は一部の都市で把握されているものの、委員種別や目標の達成状況は明らかになっていない。都市計画等の分野では女性参画が不十分である³⁾ことが過去に指摘されており、都市計画に関連する分野の学識経験者や関係行政機関の職員で構成される都計審では、他の分野と比較して達成率が低いことも想定される。そのため、都市計画を決める場である都計審における女性参画の実態と課題を明らかにすることが必要である。

同様に、都市計画の基本的方針となる都市計画マスタープラン（以下、都市マス）についても記述を分析することとした。都市マスは再開発等の検討や地域の計画及びビジョンを考える際に参照される上位計画となっており、ジェンダーに配慮した記述や計画がなされているかは重要である。都市マスは自治体ごとに策定され、策定の際には都計審に諮問が行われる。以上の決める場と決めた結果において女性が参画しているかということ本研究において着目した。

1) 内閣府（2020）、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」

2) 国土交通省（2023）、「都市計画運用指針 第12版」

3) 小伊藤亜希子、上野勝代、中島明子、松尾光洋、室崎生子（2004）、「建築・都市計画分野におけるジェンダー・エンパワメント ―自治体に働く建築職女性の現状」、『都市計画論文集』, vol. 39, no. 1, pp. 68-73

2 本研究の目的

前述の背景を基に本研究では都市計画の決定過程である都計審と都市計画に関する基本的な方針である都市マスに着目して、女性参画とジェンダーに配慮した記述の実態と課題を明らかにすることとした。

都計審は自治体の都市計画について審議する場であり、都市マスを作成する際には作成部会が置かれ、諮問が行われる。都計審は大学教員等の学識経験者、議員、住民や関連行政機関の職員（以下、学識委員、議員委員、住民委員、その他委員とする）で構成されており、その委員種別ごとに求められる役割は異なると考えられている。例えば、学識委員には専門的な知識や経験を持ち、審議を専門的観点から行うための役割が期待されている。

そのため、委員種別ごとに女性委員比率を調査することで、都市計画の決定の場である都計審における女性参画の実態や課題を明らかにすることを目的とした。

都市マスは都市計画に関する基本的な方針であり、土地利用や都市構造図、都市計画における目標や具体策などが記述されている。再開発事業等の検討において参照される基本的な計画である。そこで、計画内に女性を含め、ジェンダーに関連する記述（以下、ジェンダー関連記述）があるかどうか、その記述内容などを調査することで、決められた計画における女性参画の実態を明らかにすることを目的とした。

都市計画における決めるプロセスである都計審と決めた結果である都市マスの女性参画の実態と課題を明らかにし、改善策について検討することを本研究の最終的な目的とする。

3 既往研究及び本研究の特徴

(1) 一般の審議会における女性参画について

都計審以外の一般の審議会における女性参画については研究が行われている。辻村ら（2023）⁴⁾は女性参画が進まない要因を性別役割分担意識と積極的改善措置の不足の2点と整理している。審議会委員に女性を義務付ける積極的改善措置については自治体の条例を調査した辻村ら（2005）⁵⁾が措置の具体的な内容の記載が無い条例がほとんどであるということを指摘している。

女性委員比率の現状について、一般の審議会を網羅的に調査した研究では男女比率が審議会の分野によって偏りがあること、及び女性委員の兼任率が高い（なり手不足）ことが指摘されている⁶⁾。個別の分野では、保育所⁷⁾、財政⁸⁾などで調査が行われ、女性委員比率や課題を明らかにしている。例えば、財政等審議会では女性委員比率が47%に上昇したことが報告されており、男女比がほぼ同数となっている分野の存在が指摘されている。

4) 辻村みよ子、齊藤笑美子（2023）、「ジェンダー平等を実現する法と政治」, p. 223, 花伝社

5) 辻村みよ子、稲葉馨（2005）、「日本の男女共同参画政策－国と地方公共団体の現状と課題」, p. 130, 東北大学出版会

6) 角橋佐智子（1994）、「大阪府審議会の実態と改革の方向」, 『地域と自治体』, vol. 22, pp. 27-55

7) 山中拓真（2021）、「保育所運営審議会の委員構成に関する一考察」, 『国際幼児教育研究』, vol. 28, pp. 207-218

8) 樺克裕（2015）、「審議会人事に関する一考察－財政制度等審議会と産業構造審議会を例として－」, 『八戸学院大学紀要』, no. 50, pp. 1-9

審議会における女性委員比率の上昇の意義については委員比率と審議結果について研究が行われている。その結果、審議会の場に多様な主体が参加することで計画や政策に影響を与えることが分かっている。例えば、Waldら (2002)⁹⁾ は同性愛者が教育委員になると同性愛者に配慮した政策が採用されること、山中 (2022)¹⁰⁾ は議会等の審議会の女性の割合が高いと保育政策が推進されることを指摘した。このような研究からは女性委員比率を上昇させることが都市計画における女性やジェンダーに配慮した政策につながることを示唆される。

(2) 都市計画審議会の委員構成に関する研究

都計審に関して、学識経験者の委員構成に着目した梶原ら (2005)¹¹⁾ はアンケート調査によって九州地方の都計審の委員構成を調査している。学識経験者が都計審の中で主導的な役割を果たすべきと指摘し、委員構成とその背景を分析している。調査した都計審の委員構成において大学教員が不在の審議会が多い背景として人材不足を挙げ、大学教員の委員の少なさを指摘している。

その他、吉武ら (2004)¹²⁾ は都計審の際の事前面談や開催状況について、新城ら (2004)¹³⁾ は都計審の審議の公開性について、長野ら (2007)¹⁴⁾ は都計審と自治体の議会との関係性について着目しているが、女性参画に着目したものは管見の限り無い。

そこで、本研究において女性委員比率を審議会の委員名簿から調査し、委員種別により委員構成における女性委員比率を分析することとした。

(3) 建築及び都市計画分野における女性参画について

建築及び都市計画分野において女性参画を対象とした小伊藤ら (2004)¹⁵⁾ は自治体の建築技術職における女性の進出状況を調査し、進出が進んでいるものの責任ある地位においては女性委員比率が低いことを指摘している。近年の調査においても、土木建築工学は工学系の中では高いものの女子学生比率は20%台となっている¹⁶⁾。

そのほかにも都市計画分野における女性参画の意義については、上野ら¹⁷⁾ において女性とまちづくりの関係について整理が行われている。その中では女性の参加が

-
- 9) Wald KD, Rienzo BA, Button JW (2002), 「Sexual orientation and education politics: gay and lesbian representation in American schools」, 『J Homosex』, 42(4), pp. 145-168
- 10) 山中拓真 (2022), 「合議機関の人口統計的構成が市区町村の子ども・保育者比縮小施策に与える効果」, 『保育学研究』, vol. 60, no. 3, pp. 23-34
- 11) 梶原文男, 吉武哲信, 新城龍成, 出口近士 (2005), 「九州地方における市町村都市計画審議会の学識経験者委員の構成に関する研究」, 『都市計画論文集』, vol. 40, no. 3, pp. 493-498
- 12) 吉武哲信, 新城龍成, 梶原文男, 出口近士 (2004), 「九州地方における市町村都市計画審議会の開催状況と委員との事前面談に関する考察」, 『都市計画論文集』, vol. 39, no. 3, pp. 457-462
- 13) 新城龍成, 吉武哲信, 梶原文男, 出口近士 (2004), 「九州地方における市町村都市計画審議会の公開性に関する研究」, 『都市計画論文集』, vol. 39, no. 3, pp. 451-456
- 14) 長野基, 饗庭伸 (2007), 「東京都区市自治体における都市計画審議会を媒介にした法定都市計画過程と議会の関係性の分析」, 『都市計画論文集』, vol. 42, no. 3, pp. 235-240
- 15) 小伊藤亜希子, 上野勝代, 中島明子, 松尾光洋, 室崎生子 (2004), 「建築・都市計画分野におけるジェンダー・エンパワメント —自治体に働く建築職女性の現状」, 『都市計画論文集』, vol. 39, no. 1, pp. 68-73
- 16) 荒木美香 (2024), 「日本の女性エンジニアの現状」, 『建築雑誌』, vol. 139, no. 1784, pp. 4-5
- 17) 上野勝代, 川越潔子, 小伊藤亜希子, 室崎生子 (2000), 『女性の仕事おこし、まちづくり』, p. 214, 学芸出版社

コミュニティの結びつきや生活支援力を活性化させることが指摘されているほか、ノルウェーのハンドブックを紹介し、まちづくりにおいて女性が参加することで解決策の立案、民主化の強化及び計画への理解が進むなどの意義があることを強調している。実際のまちづくりの現場における報告としては、例えば饗庭ら（2024）¹⁸⁾はまちづくりのワークショップの中で女性や外国人の立場になってロールプレイをすることで合意形成がスムーズになることが報告されている。

都市空間における性別による差異に着目したものとして、例えば杉村ら（2023）¹⁹⁾では避難所運営において男女で考える「女性への配慮」が異なることを示している。そのため、運営層への女性増員を指摘している。以上の研究からは都市計画の決定段階における女性参画の重要性が示唆され、本研究においては都市計画の方針を決める都計審における女性委員比率と、決めた結果である都市マスを研究対象とした。

(4) 都市計画マスタープランに関する既往研究

1992年の都市計画法改正によって自治体が作成することとなった都市マスについては数多くの研究が行われているが、本稿では記述内容について分析したものに限って列挙する。なお、ジェンダー関連記述の有無等について分析したものはない。

例えば、土屋（2021）²⁰⁾では都心の用途構成などについて研究が行われているが、自治体の用途の誘導について都市マスの記述を分析して自治体間の比較が行われている。越川ら（2017）²¹⁾ではコンパクトシティ政策に着目し、都市マスにおける記述や評価指標が自治体別に比較検討されている。伊原ら（2021）²²⁾では、水害対策に着目し、水害対策への方針の記述や改正前後での差異を明らかにしている。

これらの研究が示すように都市マスは自治体の都市計画の基本的な方針を指し示すものであり、本研究においては記述を分析することで女性参画が進んでいるかどうか、どの程度ジェンダーへの配慮がなされているか等を考察することとした。

(5) 本研究の特徴

前述の既往研究を踏まえ、本研究は女性委員比率を分析することで都計審における女性参画を自治体別に明らかにする点及び都市マスにおけるジェンダー関連記述を分析することでジェンダーに配慮した都市計画がなされているかを評価する点に特徴がある。さらに、女性委員比率と記述の関連をみることで決める場と決めた結果の関係性を明らかにする。

18) 饗庭伸, 五十嵐太郎, 根来美和, 福屋粧子 (2024), 「ジェンダーと建築」, 『建築ジャーナル』, no. 1351, pp. 8-13.

19) 杉村菜々美, 照本清峰 (2023), 「災害発生後の避難生活環境における女性への配慮に関する不安感と対策意向の関連構造 —和歌山県印南町切目地域を事例に—」, 『都市計画論文集』, vol. 58, no. 3, pp. 1384-1391

20) 土屋泰樹, 中井検裕, 沼田麻美子, 坂村圭 (2021), 「2つの都心を持つ都市における都心の機能分担とその変化に関する研究 —産業別の事業所数に着目して—」, 『都市計画論文集』, vol. 56, no. 3, pp. 1389-1396

21) 越川知紘, 森本瑛士, 谷口守 (2017), 「コンパクトシティ政策に対する記述と評価の乖離実態 —都市計画マスタープランに着目して—」, 『都市計画論文集』, vol. 52, no. 3, pp. 1130-1136

22) 伊原隼人, 中井検裕, 沼田麻美子, 坂村圭 (2021), 「水害を経験した市町村における減災型水害対策の策定経緯に関する研究 —都市計画マスタープランを対象として—」, 『都市計画論文集』, vol. 56, no. 3, pp. 960-967

4 研究手法及び章構成

本研究は2つの分析とヒアリング調査で構成されている（図1）。はじめに第2章において都計審の委員名簿を収集し、女性委員の人数及び比率等を調査する。これによって都市計画を決めるプロセスにおける女性参画状況を明らかにする。続く第3章においては都市マスにおけるジェンダー関連記述の有無や内容を調査することで、決められた計画図書における女性参画がどのようなものになっているかを明らかにする。以上の2つの分析によって、決めるプロセスとその結果において女性参画がいかに進んでいるか、進んでいないかを明らかにし、課題や改善策を考察する手がかりとする。

さらに、第4章において、都計審の女性委員数や都市マスにおける記述において特徴的な自治体へヒアリング調査を行い、委員選出方法や女性参画における課題をより深く明らかにする。特に女性参画が進んでいる自治体へヒアリング調査を行うことで、都市計画における女性参画のグッドプラクティス事例を整理する。

第5章においてまとめとして、結果及び結論とする。最後に提言を行っている。

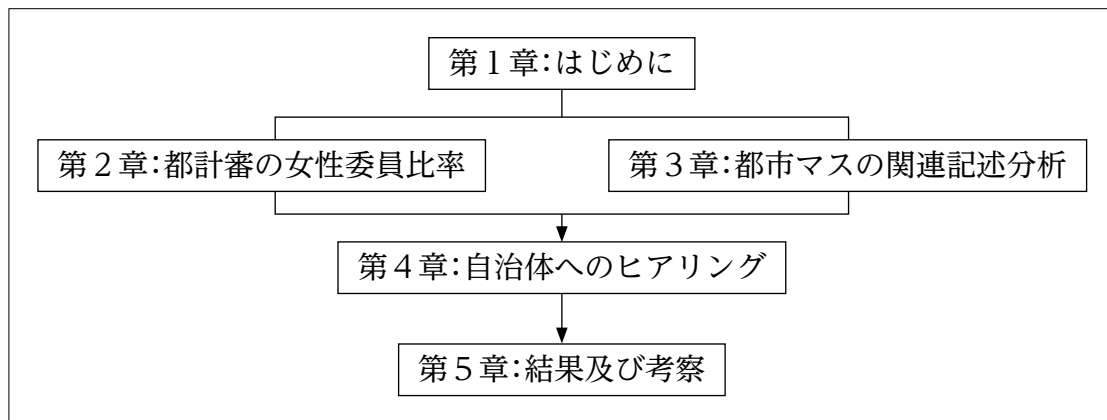


図1 本研究の構成

5 研究対象自治体の選定

本研究の対象自治体は、東京都23区及び人口50万人以上の27都市の計50自治体とする。政令指定都市においては都市計画の権限が委譲されることから政令指定都市の基準である人口50万人以上を抽出条件とした。

なお、第3章では都市マスの記述分析を行っているが、東京都中央区及び大阪市は都市マスを策定していないため、調査対象はその他の48自治体となる。

第4章の自治体へのヒアリング調査は女性委員割合が相対的に高い北九州市等の5自治体を対象とした。

第2章 都市計画審議会における女性委員

1 本章の概要

本章では自治体の都計審の委員名簿の調査を通して都計審における女性委員の人数や比率を調査した。そのうえで委員種別に調査することで、女性参画推進のための課題と改善策を提案することを目的としている。

2 調査方法及び対象自治体

都計審の女性委員数等について調査を実施した。調査は2023年12月に自治体の公式ウェブサイトから入手した。一部未公開の自治体については直接問い合わせで依頼することで審議会委員名簿を入手して実施した。男女の区別については、基本的に名前から性別を判断し、議員委員などは一部ウェブ調査によって補完した。そのため性別の判断に一部誤りが生じている可能性がある。また、男女で分けたため、その他の性自認等は反映できていない。これらは今後の検討課題である。

研究対象自治体は、前述の通り東京都23区及び人口50万人以上（2020年国勢調査）の27都市の計50自治体とした。政令指定都市においては都市計画の権限が委譲されることから政令指定都市の基準である人口50万人以上を抽出条件とした。表1に調査対象とした自治体の人口及び委員数を示す。都計審は平均20.7人の委員で構成されている。

表1 調査対象とした自治体の人口及び都計審の委員数（2020年国勢調査）

自治体名	人口（人）	委員数（人）	自治体名	人口（人）	委員数（人）
札幌市	1,973,395	24	千代田区	66,680	20
仙台市	1,096,704	20	中央区	169,179	20
宇都宮市	518,757	15	港区	260,486	20
さいたま市	1,324,025	17	新宿区	349,385	20
川口市	594,274	15	文京区	240,069	16
千葉市	974,951	23	台東区	211,444	18
船橋市	642,907	20	墨田区	272,085	21
八王子市	579,355	18	江東区	524,310	23
横浜市	3,777,491	28	品川区	422,488	17
川崎市	1,538,262	19	目黒区	288,088	22
相模原市	725,493	20	大田区	748,081	18
新潟市	789,275	24	世田谷区	943,664	20
静岡市	693,389	20	渋谷区	243,883	19
浜松市	790,718	13	中野区	344,880	25
名古屋市	2,332,176	20	杉並区	591,108	21
京都市	1,463,723	28	豊島区	301,599	23
大阪市	2,752,412	28	北区	355,213	18
堺市	826,161	20	荒川区	217,475	19
神戸市	1,525,152	27	板橋区	584,483	23
姫路市	530,495	19	練馬区	752,608	24
岡山市	724,691	20	足立区	695,043	20
広島市	1,200,754	20	葛飾区	453,093	13
松山市	511,192	19	江戸川区	697,932	24
北九州市	939,029	25			
福岡市	1,612,392	26			
熊本市	738,865	21			
鹿児島市	593,128	20			

3 都市計画審議会における女性委員の人数及び比率

はじめに女性委員の人数及び比率について調査した。表2に各自治体の女性委員数を、図2に人数別自治体数を示す。女性委員数は1人から8人までの自治体がほとんどである。前述の通り、都計審全体では平均20.7人であった。その内、女性の平均人数は5.0人であった。最多は13人の北九州市、最小は1人の川崎市、荒川区及び葛飾区であった。グラフから分かるように女性委員数は自治体によって大きく異なっている。

女性委員数が1～2人など特に女性が少ない自治体も24%（12自治体）存在しており、人数が極めて少ないため発言のしにくさや機会の確保などに留意する必要があるだろう。

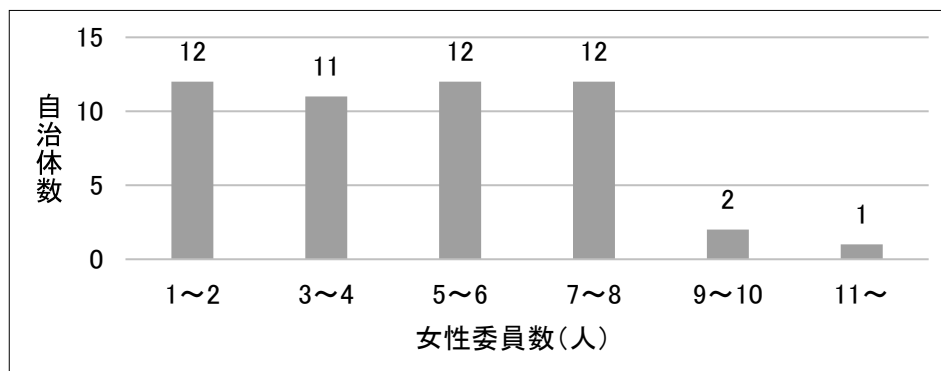


図2 女性委員数別自治体数

表2 都計審の女性委員数及び女性委員比率

自治体名	委員数	内女性	比率	自治体名	委員数	内女性	比率
札幌市	24	6	25%	千代田区	20	9	45%
仙台市	20	3	15%	中央区	20	4	20%
宇都宮市	15	3	20%	港区	20	5	25%
さいたま市	17	7	41%	新宿区	20	5	25%
川口市	15	3	20%	文京区	16	3	19%
千葉市	23	8	35%	台東区	18	2	11%
船橋市	20	7	35%	墨田区	21	4	19%
八王子市	18	2	11%	江東区	23	3	13%
横浜市	28	8	29%	品川区	17	2	12%
川崎市	19	1	5%	目黒区	22	6	27%
相模原市	20	2	10%	大田区	18	4	22%
新潟市	24	8	33%	世田谷区	20	7	35%
静岡市	20	2	10%	渋谷区	19	2	11%
浜松市	13	3	23%	中野区	25	4	16%
名古屋市	20	6	30%	杉並区	21	2	10%
京都市	28	6	21%	豊島区	23	8	35%
大阪市	28	9	32%	北区	18	2	11%
堺市	20	6	30%	荒川区	19	1	5%
神戸市	27	6	22%	板橋区	23	6	26%
姫路市	19	2	11%	練馬区	24	3	13%
岡山市	20	8	40%	足立区	20	8	40%
広島市	20	5	25%	葛飾区	13	1	8%
松山市	19	7	37%	江戸川区	24	5	21%
北九州市	25	13	52%				
福岡市	26	8	31%				
熊本市	21	7	33%				
鹿児島市	20	6	30%				

次に女性委員比率についてである。表3に女性委員比率別自治体数を示す。人数と同様に自治体ごとに女性委員比率には大きな差がみられた。最大は52%の北九州市であり、25人中13人であった。最小は5%の川崎市及び荒川区であり、19人中1人であった。図3に女性委員比率と委員総数の散布図を示す²³⁾。委員総数と比率には強い相関関係はみられなかった(相関係数0.28)。そのため、単に委員総数を増やすだけでは女性委員比率の上昇にはつながらないと考えられる。

表3 都計審の女性委員比率別自治体数

女性委員比率	自治体数
10%未満	3
10%以上20%未満	15
20%以上30%未満	15
30%以上40%未満	12
40%以上50%未満	4
50%以上	1
合計	50

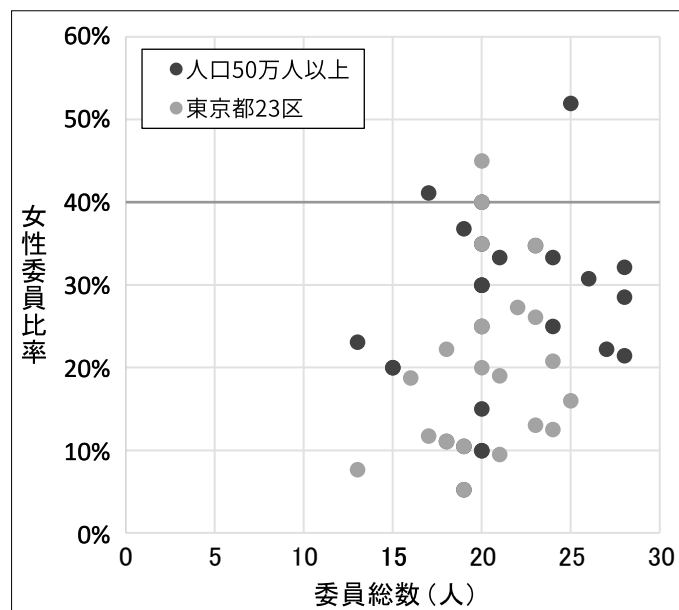


図3 都計審の女性委員数別自治体数

女性委員比率の平均値は23.5%及び中央値は22.6%であり、国が目標とする目安の40%には届いていない。自治体別にみると、女性委員比率が40%未満の自治体は50自治体中45自治体で90%が目標未達であった。このように、ほとんどの自治体において女性委員比率は目標に達しておらず、女性委員を増加させていく必要がある。

他の審議会等との比較から地方自治体における都市計画分野における女性参画について評価する。まず、国の都市計画を主に担当する国交省の審議会等において女性委員比

23) 委員総数と女性委員比率が同じ自治体があるため、散布図内のポイントの合計が50になっていない。

率を平均すると39.2%であった²⁴⁾。次に、地方の都計審以外を含む審議会一般との比較では法律、政令及び条例による審議会等の女性委員比率の平均は市区町村で28.5%、うち市区で30.1%であった²⁵⁾。前述の通り本研究の調査対象の都計審における女性委員比率は平均23.5%であったことから、国の都市計画関連の審議会及び地方の審議会一般と比較すると低く、地方自治体における都市計画分野における女性参画が進んでいないことが明らかとなった。

4 都市計画審議会の会長の性別

本節では審議会において司会進行等を行い、影響力があると考えられている²⁶⁾ 審議会の会長の性別について調査を行った。委員名簿において会長と明示されていたのは16自治体²⁷⁾ のみであったが、すべてが男性となっていた。一部の自治体のみ調査ではあるが、会長に限って言えば女性参画は全く進んでいないといえる。例えば、女性委員比率が最も高い北九州市においても、会長は男性となっていた。

5 委員種別の女性委員比率

本節では委員種別に女性委員比率について調査を行った。都計審の委員構成は学識経験者及び自治体の議員が中心となり、公募住民や関係行政機関及び都県職員で構成される²⁸⁾。委員種別ごとに期待される役割は異なると考えられており²⁹⁾、偏りがある場合にはその役割を果たせない可能性がある。そこで、学識委員、議員委員、住民委員及びその他委員（関係行政機関及び都県職員等）の4つの委員種別に分けて調査を行った。表4（人口50万人以上）と表5（東京都23区）に調査結果を示す。表中では比率（女性人数/全体人数）を示している。

24) 内閣府（2024）より、国交省の12の審議会の平均

内閣府男女共同参画局（2024）、「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」

25) 男女共同参画局（2023）、「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」

26) 森田朗（2006）、『会議の政治学』、慈学社出版

27) 北九州市については明示されていなかったが後述のヒアリング調査の際に質問を行い、集計に加えた。

28) 内閣府（1999）、「昭和四十四年政令第十一号 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」

29) 梶原文男、吉武哲信、新城龍成、出口近士（2005）、「九州地方における市町村都市計画審議会の学識経験者委員の構成に関する研究」、『都市計画論文集』、vol. 40, no. 3, pp. 493-498

表4 都計審の委員種別の女性委員比率（人口50万人以上）

自治体	学識委員	議員委員	住民委員	その他委員	全体
札幌市	22%(2/9)	17%(1/6)	50%(3/6)	0%(0/3)	25%(6/24)
仙台市	38%(3/8)	0%(0/7)	0%(0/2)	0%(0/3)	15%(3/20)
宇都宮市	38%(3/8)	0%(0/4)	N/A	0%(0/3)	20%(3/15)
さいたま市	56%(5/9)	50%(2/4)	0%(0/2)	0%(0/2)	41%(7/17)
川口市	20%(1/5)	25%(1/4)	17%(1/6)	N/A	20%(3/15)
千葉市	40%(4/10)	43%(3/7)	33%(1/3)	0%(0/3)	35%(8/23)
船橋市	22%(2/9)	60%(3/5)	25%(1/4)	50%(1/2)	35%(7/20)
八王子市	14%(1/7)	14%(1/7)	0%(0/2)	0%(0/2)	11%(2/18)
横浜市	33%(4/12)	20%(2/10)	33%(1/3)	33%(1/3)	29%(8/28)
川崎市	11%(1/9)	0%(0/5)	0%(0/3)	0%(0/2)	5%(1/19)
相模原市	10%(1/10)	25%(1/4)	0%(0/3)	0%(0/3)	10%(2/20)
新潟市	60%(6/10)	14%(1/7)	33%(1/3)	0%(0/4)	33%(8/24)
静岡市	12%(2/17)	0%(0/3)	N/A	N/A	10%(2/20)
浜松市	22%(2/9)	25%(1/4)	N/A	N/A	23%(3/13)
名古屋市	31%(4/13)	40%(2/5)	N/A	0%(0/2)	30%(6/20)
京都市	45%(5/11)	8%(1/12)	0%(0/2)	0%(0/3)	21%(6/28)
大阪市	33%(5/15)	31%(4/13)	N/A	N/A	32%(9/28)
堺市	44%(4/9)	22%(2/9)	N/A	0%(0/2)	30%(6/20)
神戸市	30%(3/10)	17%(2/12)	50%(1/2)	0%(0/3)	22%(6/27)
姫路市	13%(1/8)	0%(0/5)	0%(0/2)	25%(1/4)	11%(2/19)
岡山市	57%(4/7)	14%(1/7)	100%(3/3)	0%(0/3)	40%(8/20)
広島市	38%(3/8)	0%(0/7)	67%(2/3)	0%(0/2)	25%(5/20)
松山市	50%(3/6)	17%(1/6)	100%(3/3)	0%(0/4)	37%(7/19)
北九州市	73%(11/15)	0%(0/6)	67%(2/3)	0%(0/1)	52%(13/25)
福岡市	50%(4/8)	27%(3/11)	50%(1/2)	0%(0/5)	31%(8/26)
熊本市	57%(4/7)	17%(1/6)	67%(2/3)	0%(0/5)	33%(7/21)
鹿児島市	30%(3/10)	0%(0/2)	N/A	38%(3/8)	30%(6/20)

* () 内は女性委員/総数を示す。

** N/Aは委員がないことを示す。

表5 都計審の委員種別の女性委員比率（東京都23区）

自治体名	学識委員	議員委員	住民委員	その他委員	全体
千代田区	50%(3/6)	50%(3/6)	50%(3/6)	0%(0/2)	45%(9/20)
中央区	0%(0/4)	50%(4/8)	0%(0/6)	0%(0/2)	20%(4/20)
港区	22%(2/9)	43%(3/7)	0%(0/2)	0%(0/2)	25%(5/20)
新宿区	10%(1/10)	60%(3/5)	33%(1/3)	0%(0/2)	25%(5/20)
文京区	33%(1/3)	29%(2/7)	0%(0/3)	0%(0/3)	19%(3/16)
台東区	20%(1/5)	0%(0/5)	17%(1/6)	0%(0/2)	11%(2/18)
墨田区	11%(1/9)	22%(2/9)	N/A	33%(1/3)	19%(4/21)
江東区	20%(1/5)	0%(0/8)	29%(2/7)	0%(0/3)	13%(3/23)
品川区	0%(0/8)	29%(2/7)	N/A	0%(0/2)	12%(2/17)
目黒区	25%(1/4)	20%(1/5)	50%(1/2)	27%(3/11)	27%(6/22)
大田区	33%(2/6)	33%(2/6)	0%(0/4)	0%(0/2)	22%(4/18)
世田谷区	29%(2/7)	57%(4/7)	25%(1/4)	0%(0/2)	35%(7/20)
渋谷区	14%(1/7)	17%(1/6)	0%(0/4)	0%(0/2)	11%(2/19)
中野区	20%(1/5)	14%(1/7)	10%(1/10)	33%(1/3)	16%(4/25)
杉並区	20%(1/5)	14%(1/7)	0%(0/7)	0%(0/2)	10%(2/21)
豊島区	42%(5/12)	43%(3/7)	0%(0/2)	0%(0/2)	35%(8/23)
北区	20%(1/5)	0%(0/6)	N/A	14%(1/7)	11%(2/18)
荒川区	17%(1/6)	0%(0/5)	0%(0/5)	0%(0/3)	5%(1/19)
板橋区	29%(2/7)	20%(1/5)	17%(1/6)	40%(2/5)	26%(6/23)
練馬区	20%(1/5)	17%(1/6)	9%(1/11)	0%(0/2)	13%(3/24)
足立区	0%(0/3)	0%(0/4)	33%(1/3)	70%(7/10)	40%(8/20)
葛飾区	14%(1/7)	0%(0/4)	N/A	0%(0/2)	8%(1/13)
江戸川区	0%(0/5)	60%(3/5)	50%(2/4)	0%(0/10)	21%(5/24)

* () 内は女性委員/総数を示す。

** N/Aは委員がないことを示す。

前節で分析した人数及び比率で最も女性参画が進んでいる北九州市においては、学識委員と住民委員では女性数が多いものの議員委員やその他委員の委員種別では0%となっており、委員種別にみると女性参画に偏りがみられた。その他の都市においても、委員種別にみると比率が0%の自治体も多くみられた。特に人数自体が多い学識委員や議員委員でも女性委員が0人の自治体も存在する。これらの自治体では少なくとも委員種別ごとに最低1人は女性委員を任命することを取り決めるなどの対策を取ることもできるのではないか。

次に委員種別等の傾向を見るために、委員種別や抽出条件別の平均値を算出した。表6に結果を示す。

表6 都計審の委員種別の女性委員比率の平均値

	学識委員	議員委員	住民委員	その他委員	全体
50万人以上	35%	18%	35%	6%	26%
東京23区	20%	25%	17%	9%	20%
全体	28%	21%	26%	8%	23%

委員種別によって女性委員比率には差があり、その他委員では比率が8%と特に低い。その他委員は関係行政職員や都道府県の職員が任命されている。関係行政機関は消防や警察の役職者などであり、これらの分野での女性参画が必要である。

さらに人口50万人以上の都市では議員委員、東京都では住民委員の女性委員比率が低いという違いがあった。対策としては選出元となる自治体の議会における女性議員を増やすことや議会での選出の際に性別を考慮するなどが考えられる。東京都における対策としては、住民公募の選考の際に女性委員比率を考慮して実施するなどが考えられる。

6 本章のまとめ及び考察

本章では都計審の女性委員の人数及び比率を調査した。国は40%を目標としているが、本研究対象の東京都23区及び人口50万人以上の27都市において、達成自治体は5自治体で10%にとどまっており、目標と大きくかけ離れている。特に女性が1~2人となっている自治体が12自治体(24%)も存在している。そのため都計審における女性参画をより一層推進していく必要があるだろう。

他の審議会等との比較では、国の都市計画審に関連の審議会及び地方の審議会一般と比較すると本研究で調査した都計審は女性委員比率が低かったことから、地方自治体における都市計画分野における女性参画が進んでいないといえる。

さらに、女性委員比率について委員種別でも調査を行った。その結果、女性委員の比率が委員種別で異なることが明らかになった。委員種別に男女比のバランスを取るためには、長期的な視点の解決策としてはその他委員において女性を増やす必要がある。特に女性委員比率が低いその他委員は警察や消防、都道府県庁などの関係行政機関の職員(特に役職者)が委員に任命されている。そのため、機関内での女性参画や役職者への女性の登用を進める必要がある。委員種別をいったんは考慮しない短期的な解決策としては、人数自体が多い学識委員や議員委員の女性委員を増やすことが改善策として想定される。

第3章 都市計画マスタープランの記述分析

1 本章の概要

本章では都市マスにおける記述の分析を通して、都市計画を決めた結果におけるジェンダーがどのように配慮され反映されているかについて考察することを目的とする。前述した通り、都市マスは自治体における都市計画に関する基本的な方針であり、方針にジェンダー関連記述が含まれているかはその自治体の女性参画の実態を表すものであると考える。

2 調査方法及び対象自治体

2024年1月に自治体のHPからその時点で最新の都市マスを収集した。都市マスは自治体によって違いはあるものの、自治体の現状と課題の分析、将来都市構造や目標、分野別の方針や取り組み、地域別構想、実現に向けてといった構成となっている。このうち、本研究ではすべての自治体で作成されているわけではない点や都市全体の女性参画を調査するべきであるという点から地域別構想を除いて分析を行っている。合計8,524ページを収集した。

対象自治体については第2章で扱った50自治体のうち、都市マスを策定していない大阪市及び中央区を除いた48自治体である。対象自治体のリストと都市マスの策定年を表7に示す。平均の策定年は2018.2年、そのうち人口50万人以上は2017.7年、東京都23区は2018.8年であり、東京都23区の方が平均的には最近に策定が行われている。

表7 調査対象都市と策定年

人口50万人以上				東京都23区			
自治体	策定年	自治体	策定年	自治体	策定年	自治体	策定年
札幌市	2016	名古屋市	2020	千代田区	2021	杉並区	2023
仙台市	2021	京都市	2021	中央区	無し	豊島区	2021
宇都宮市	2019	大阪市	無し	港区	2017	北区	2020
さいたま市	2014	堺市	2021	新宿区	2017	荒川区	2009
川口市	2017	神戸市	2011	文京区	2011	板橋区	2018
千葉市	2023	姫路市	2015	台東区	2019	練馬区	2015
船橋市	2022	岡山市	2019	墨田区	2019	足立区	2017
八王子市	2015	広島市	2013	江東区	2022	葛飾区	2023
横浜市	2013	松山市	2011	品川区	2023	江戸川区	2019
川崎市	2017	北九州市	2018	目黒区	2023		
相模原市	2020	福岡市	2014	大田区	2022		
新潟市	2023	熊本市	2017	世田谷区	2014		
静岡市	2016	鹿児島市	2022	渋谷区	2019		
浜松市	2021			中野区	2022		

ジェンダー関連記述については、女性、子育て、性の多様性の3分類で収集し、記述しているページと該当部分の文章（以下、関連記述）の抽出を行った。子育てについては、出産や育児によって女性が離職することが男女共同参画白書において課題として挙げられている³⁰⁾ことから、対策が必要と考え観点として採用した。性の多様性については、2023年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が成立し、多様性に寛容な社会の実現に資することが目指されていることから分析対象とした。

例えば、女性記述は、「経済のグローバル化や少子高齢化のなかにおいても、経済を新たな成長軌道に乗せるためには、安定した雇用の確保が必要です。このため、産業振興による経済の活性化を通じて、若者、女性、高齢者、障害のある人を含む多くの市民の雇用機会の創出やきめ細やかな雇用のマッチングに取り組んでいきます。」（北九州市）、子育て記述は、「働きながら子育てできる環境整備を推進するため、待機児童の早期解消に向けた保育所の整備など、子育て支援の充実が求められています。」（札幌市）、性の多様性は、「多様な人が出会い、創造的な交流を通じて、まちの価値を高める活動を広げていく機会や場を充実させていきます。・ファミリー、子ども、高齢者、障害者、LGBTs、外国人など、様々なスタイルでまちに関わる人」（千代田区）といったように記述中に女性、子育て、性の多様性に関連するキーワードがあるものを抽出し、データベースを作成した。

なお、「多世代に配慮する」や「多様な主体」は間接的にジェンダーに配慮することが記述されていると考えることもできるが、直接的には記述されていないためその判断が困難であること、直接的に記述することの方が配慮する度合いが強いと考え、対象外とした。また、子育て記述については、現状分析の趣旨で「少子高齢化」等が記述されている都市があるが、こちらは子育てを意識しているわけではなく、具体的な取り組みや「子育て」という記述があった場合にのみ抽出した。その他、市民へのアンケート調査を実施し、その回答の集計として記述されている場合も除外した。

3 目次及び本文中におけるジェンダー関連記述の有無

まず、都市マスの目次上にジェンダー関連記述があるかを調査した。目次に記述があったのは北区のみで、子育て記述が存在した。具体的には目次の第4章 分野別都市づくりの方針に「4-3 住環境『生活環境 子育て・健康長寿』』という目次があった。このような計画では子育てへの意識が大きいことが推測される。

次に本文中における記述の有無を調査した。結果を表8に示す。

表8 ジェンダー関連記述の有無とその割合

	女性	子育て	性の多様性
50万人以上	27%(7/26)	100%(26/26)	0%(0/26)
東京都23区	32%(7/22)	100%(22/22)	9%(2/22)
合計	29%(14/48)	100%(48/48)	4%(2/48)

* () 内は記述有/総数の実数

30) 内閣府 (2024), 「男女共同参画白書」

はじめに合計についてみると、子育て記述がある自治体は100%であり、すべての自治体の都市マスにおいて、子育てに関する方針が定められている。その次に女性記述は29%、性の多様性については4%となっている。

以上のように、女性記述については3割近くの自治体が記述しているものの、性の多様性については4%で2自治体（中野区、千代田区）にとどまっている。2自治体ではどのように記述がなされているかについてみていく。千代田区については、以下のように記述がなされている。都市計画に参画するまちづくりの場に多様な人の交流や機会を提供することが方針として記述され、その中でLGBTsが含まれている。

「多様な人が出会い、創造的な交流を通じて、まちの価値を高める活動を広げていく機会や場を充実させていきます。

- ・ファミリー、子ども、高齢者、障害者、LGBTs、外国人など、様々なスタイルでまちに関わる人
- ・企業や大学・研究機関とその研究者・学生、アーティスト、フリーランスなど、多様なスキルを持つ人材」（千代田区都市計画マスタープラン p.88）

中野区については、以下のように記述がなされている。記述箇所は都市づくりの基本方針の分野であり、目指す都市のイメージの中で記述がなされ、地域の一員として暮らすなかで性自認や性的指向にかかわらずという趣旨の記述がなされている。

「国籍や文化、年齢、性別、性自認や性的指向などにかかわらず、誰もが地域の一員として暮らし、地域の特色や新たな価値が生まれたまち」（中野区都市計画マスタープラン p.74）

以上のように性の多様性については、まちに関わり、住む一員として取り上げられており、具体的な記述や取り組みについては記述がなされていなかった。

50万人以上と東京都23区という自治体の抽出条件別によっても差があり、東京都23区のほうが女性と性の多様性についての記述がある自治体が多く、都市マスの記述分析からは女性参画や性の多様性への配慮が進んでいると判断できる。

4 女性記述における記述の分野と計画段階

女性記述はどのような分野でなされているのかを明らかにするために、分野に分けて記述数を調査した。記述数については同一の自治体の計画において、複数個所で記述されていても1記述として算出している。結果を表9に示す。

表9 計画段階と分野別の女性記述数

計画段階	現状分析	方針	取り組み	記述数	
分野	防災	0	6	3	6
	産業	3	3	2	5
	出産	0	1	3	3
	交通	1	0	0	1
	緑地	0	1	1	1
	参画	0	1	1	1
	その他	1	1	0	2
合計	5	13	10	19	

女性記述は防災と産業の分野に集中して多い。防災分野では女性に配慮した避難所整備などが記述されている。避難所については前述の杉村ら（2023）³¹⁾でも整理されているようにこれまで研究が蓄積されているほか、内閣府がガイドライン³²⁾を作成していたり、国際基準がつくられたりする³³⁾など、記述されやすい分野であると考えられる。産業では女性の就業についての記述が行われていた。交通や緑地、まちづくりや都市計画における参画推進の分野の記述は各1件のみであった。交通についてはSDGs³⁴⁾でも女性に配慮することが記述されており、都市マスにおいても記述されるべき分野であると考えられる。

5 女性記述の計画段階

次に記述がどのような計画の段階であるかを分析した。計画の段階とは、以下のようなものである。都市マスの記述は段階ごとに、①現状分析、②将来ビジョン（あるべき市街地像）や方針、③具体的な取り組みや施設の整備方針に分けられる³⁵⁾。女性記述がどの分野でどの段階で記述されているのかを分類した結果を表9に示す。なお、1つの記述で現状分析を踏まえて方針が書かれている場合など重複する場合は重複してカウントしている。方針や取り組みまで記述されているものが多いものの、方針のみのもや現状分析のみのもも見られ、計画としては具体的な取り組みまで記述することが望ましい。

なお、次章でヒアリングを行った北九州市では女性の就業などを支援する施設を設置することが具体的に記述されている。

例えば、以下の通りである。

-
- 31) 杉村菜々美, 照本清峰 (2023), 「災害発生後の避難生活環境における女性への配慮に関する不安感と対策意向の関連構造 一和歌山県印南町切目地域を事例に一」, 『都市計画論文集』, vol. 58, no. 3, pp. 1384-1391
- 32) 内閣府 (2020), 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」
- 33) スフィアプロジェクト (1997), 「人道憲章と人道対応に関する国際的な最低基準」
- 34) SDGsの11-2「2030年までに、女性や子ども、障害のある人、お年寄りなど、弱い立場にある人びとが必要としていることを特によく考え、公共の交通手段を広げるなどして、すべての人が、安い値段で、安全に、持続可能な交通手段を使えるようにする。」
- 35) 国土交通省 (2023), 「都市計画運用指針 第12版」

「経済のグローバル化や少子高齢化のなかにおいても、経済を新たな成長軌道に乗せるためには、安定した雇用の確保が必要です。このため、産業振興による経済の活性化を通じて、若者、女性、高齢者、障害のある人を含む多くの市民の雇用機会の創出やきめ細やかな雇用のマッチングに取り組んでいきます。」(北九州市都市計画マスタープラン p.37)

「市民生活や女性の就業などを支援する施設やサービスが充実し、安全・安心に住み続けることができます。」(北九州市都市計画マスタープラン p.56)

実際に市の中心駅である小倉駅に隣接して女性専用のハローワークが設置されたことがヒアリングから明らかになった。このように具体的な取り組みを記述することで実際の政策の実施につなげやすくなるのではないだろうか。

6 女性記述の有無と女性委員比率の関係

女性記述の有無が第2章で分析した女性委員比率に影響をされているかを調査した。図4に記述の有無別の女性委員比率の箱ひげ図を示す。平均値は有りが26.7%、無しが22.0%であり、女性記述がある自治体の女性委員比率が高い。

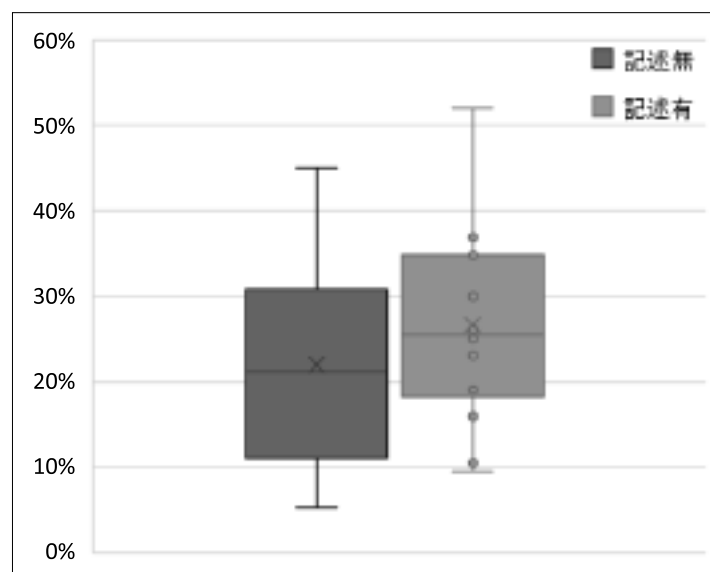


図4 女性記述の有無別の女性委員比率

さらに、表10に示すように委員種別にもみると、いずれの委員種別においても記述がある自治体の女性委員比率が高くなっているが、特に住民委員で割合の差が10ポイントを超えて高い。このことは4つの委員種別の中で特に住民委員の中で女性委員を増やすことで女性記述が増えるという可能性を示唆している。

表10 女性記述の有無と平均女性委員比率

記述	学識委員	議員委員	住民委員	その他委員	総数
有り	32.1%	24.4%	34.2%	8.2%	26.7%
無し	26.9%	18.8%	23.6%	8.0%	22.0%

7 本章のまとめ及び考察

本章では都市マスにおけるジェンダー関連記述について調査を行った。具体的には女性や性の多様性、子育てに関連する記述を調査し、分野と計画段階について分析した。子育てに関しては全ての自治体で記述があった一方で、女性や性の多様性については一部の自治体にとどまっていた。女性記述があるのは29%の自治体にとどまっているため、より多くの計画で女性に配慮した計画が行われるよう記述を増加させることが必要である。そのためには女性委員を増加させる必要があるだろう。実際、女性委員比率との比較では記述がある自治体において都計審の女性委員比率が高くなっている。

さらに、女性記述の分野については、記述が行われている分野が、防災や産業といった一部の分野にとどまっていた。ただ記述の段階としては将来ビジョンや具体的な取り組みを記述していた。今後の改善の方向性としては記述されている分野を増やし、将来ビジョンや具体的な取り組みまで記述を行うことが必要である。また、そもそも記述されていない自治体の計画においても記述していくことが望ましい。

第4章 自治体へのヒアリング調査

1 本章の概要

本章では第2章と第3章の結果を踏まえてヒアリング調査を行った。ヒアリング調査は第2章で記述した都計審における女性委員数及び比率が最も高かった北九州市を含めて、女性委員比率が40%以上の全5自治体へ実施した。ヒアリング調査の内容としては、女性委員比率を向上するうえでの工夫や委員選出の実態と課題等である。ヒアリング調査の際の調査依頼文や事前に送付した質問事項は資料として末尾に掲載した。

2 北九州市へのヒアリング調査

(1) ヒアリング調査概要

ヒアリング調査概要は表11の通りである。本節では女性委員比率が最も高い北九州市へヒアリングを行い、事例分析として女性委員比率の推移やその要因、具体的な対策を明らかにした。ヒアリングは市の都計審の担当者及び女性参画の担当者の2名へ同時に実施した。ヒアリング概要は表11の通りであり、以下では提供いただいた資料及びヒアリング内容を基に記述する。

表11 ヒアリング調査概要

調査日時	2024年2月20日 15:00~16:00
ヒアリング先	北九州市都市計画課、女性の輝く社会推進室計2名
ヒアリング内容	都計審の委員構成の変遷、委員探しの方法、都市計画行政における女性参画、市の女性参画に関する取り組みや課題

(2) 北九州市の都計審の女性委員比率の推移

ヒアリング調査の結果の記述の前に北九州市における都計審の女性委員比率の推移を記述する。女性委員比率の推移（2008年から2024年）を市より提供いただいた資料を基に作成した（図5）。北九州市においては都計審委員の任期は基本的には2年（再任可）であり、2年ごとに委員が一部入れ替わる。

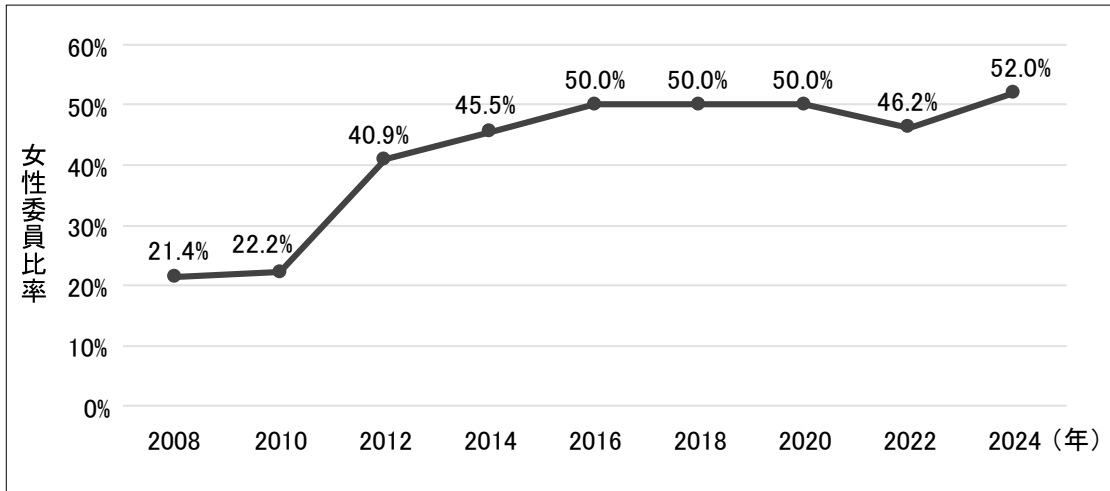


図5 北九州市の都計審の女性委員比率の推移

図5に示すように2010年までは女性委員比率が22.2%だったが、その後上昇しており、2012年以降は国が目標とする目安の40%を超えることとなった。

なお、市の都計審以外の審議会等における女性委員比率も上昇しており、最新の2023年時点では51.7%となっている³⁶⁾。

(3) 女性委員比率の上昇要因

前述のように女性委員比率が上昇した要因について、北九州市の担当者へヒアリング調査を行った。北九州市全体で女性参画が推進された理由として、前市長の北橋氏（在職期間は2007～2023年）がリーダーシップを取って女性参画を推進したことが理由として挙げられた。

北九州市では女性参画促進のための要綱が作成されており、「各々の附属機関及び市政運営上の会合の男女比を5対5にすることを目標として、市全体としても女性委員の参画率50パーセント以上を維持し、女性委員の参画促進を図る³⁷⁾」とされている。この要綱に従って、女性参画推進が進められている。具体的な対応としては、北九州市の審議会等では女性委員比率が50%に達していない場合は審議会等を担当する部署が市長へ、達しない理由等について報告をするという運用が行われているとのことであり、女性委員を増やす動機づけとなっているという回答があった³⁸⁾。

また、国へも審議会の女性委員比率の報告が行われ、女性委員比率を上昇させる要因となっている。

(4) 女性委員比率を上昇させるための取り組み及び経緯

具体的な女性委員比率上昇策として北九州市では以下の2点の取り組み及び経緯があった。

1点目は委員構成の変化である。表12に委員種別の女性委員数を示す。2024年

36) 北九州市へのヒアリング時提供資料より

37) 北九州市（2003）、「北九州市附属機関及び市政運営上の会合への女性委員の参画促進要綱」

38) 実際、2022年に女性委員比率が一時的に46.2%となった際には市長へその理由等について報告を求められている。

現在の委員構成は学識委員15人（うち女性11人）、議員委員6人（同0人）、住民委員3人（同2人）及びその他委員1人（同0人）となっている。2008年から比較すると学識委員を13人から15人、その他委員を5人から1人に変更している。学識委員の女性委員数は2008年の5人から11人と倍以上に増加している。その背景として、社会情勢、ニーズの変化により、新たな視点（分野）を追加したという回答があった。

また、その他委員は関係行政機関の充て職³⁹⁾となっている。関係行政機関との協議については都市計画法で規定されていること等から、委員の枠を減らし、現在は都市計画法に事前調整の規定が無い県警の1名のみとなっている。男性委員が多いその他委員の枠が減ったことで、2012年には比率が大幅に上昇（22.2%から40.9%）している。なお、議員委員は議会から推薦されるため、女性委員が含まれるとは限らず、人数や性別を考慮することが事務局側でできないこともヒアリングから明らかになった。また特筆すべき点として、北九州市では住民委員の枠のうち1名を当初から女性団体で構成される北九州市女性団体連絡会議からの推薦により選任している。他自治体では女性団体から住民委員を任命している自治体はごくわずかであり、特徴的な取り組みである。さらに、制度上も女性の意見や視点を代表する団体が委員になっていることで、女性の意見が審議会において反映されやすくなっていることが推測される。

表12 北九州市の都計審の委員構成の変化

	学識委員	議員委員	住民委員	その他委員	合計	女性委員比率
2008年	13(5)	8(0)	2(1)	5(0)	28(6)	21.4%
2010年	13(5)	7(0)	2(1)	5(0)	27(6)	22.2%
2012年	13(8)	6(0)	2(1)	1(0)	22(9)	40.9%
2014年	13(8)	6(1)	2(1)	1(0)	22(10)	45.5%
2016年	14(9)	6(2)	3(1)	1(0)	24(12)	50.0%
2018年	14(9)	6(1)	3(2)	1(0)	24(12)	50.0%
2020年	15(11)	7(1)	3(1)	1(0)	26(13)	50.0%
2022年	15(11)	7(0)	3(1)	1(0)	26(12)	46.2%
2024年	15(11)	6(0)	3(2)	1(0)	25(13)	52.0%

* ()内はうち女性委員数

39) 関係行政機関において特定の役職に就いている者が委員に自動的に任命される。

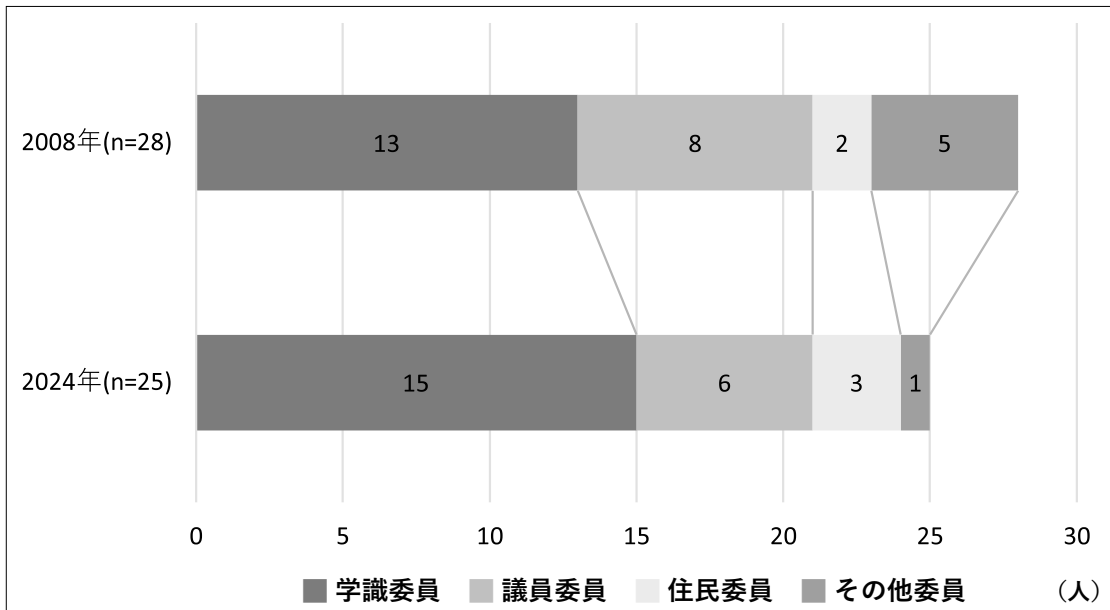


図6 北九州市の都計審の委員構成の変化（2008年→2024年）

以上のような取り組みの結果、北九州市においては委員種別の委員構成は大きく変化している。2008年と2024年の委員種別の委員構成を図6に示す。図6から分かるように、全体の委員人数が減っているほか、女性委員が少ない、もしくは事務局側で女性を増やすことができない議員委員やその他委員の種別が減ることとなり、逆に学識委員や住民委員が増加している。

2点目は役職にこだわらない委員選出を行うという点である。例えば、学識委員を選任するにあたり、必ずしも教授にこだわるのではなく准教授でも可とすることである。また、商工業者で構成される商工会議所や自治会を取りまとめている自治会総連合会などに委員の推薦を依頼する際には、役職にこだわらず、審議会で意見を発言していただける女性を積極的に推薦するようお願いがなされている。以上の2点の取り組み及び経緯によって女性委員比率を高めたということがヒアリング調査からは明らかになった。

(5) 北九州市へのヒアリング調査のまとめ

本節では女性委員比率が最も高い北九州市へのヒアリングを行い、比率の推移やその要因について明らかにした。ヒアリング調査の際に提供いただいた女性委員比率の推移からは低かった女性委員比率が取り組みの結果、上昇していることが明らかとなった。

女性委員比率の数値目標が存在し、市長のリーダーシップのもと、比率が上昇した。その具体的な取り組み及び経緯として委員構成が変更されたことや役職にこだわらない委員選出を行うということがあった。

3 岡山市へのヒアリング調査

(1) ヒアリング調査概要

岡山市へのヒアリング調査概要を述べる。本節では女性委員比率が40%以上で

あった岡山市へヒアリングを行い、事例分析として女性委員比率の推移やその要因、具体的な対策を明らかにした。ヒアリングは市の都計審の担当者及び女性参画の担当者の2名へメールを用いて実施した。以下では回答いただいた資料及びヒアリング内容を基に記述する。

(2) 岡山市の都計審の女性委員比率の推移

ヒアリング調査の結果の記述の前に岡山市における女性委員比率の推移を記述する。女性委員比率の推移（2004年から2024年）を市より提供いただいた資料を基に作成した（図7）。

図7に示すように市で確認いただいた2004年から継続して40%以上となっており、委員数及び比率の観点からは長年継続して男女共同参画が進められている自治体である。

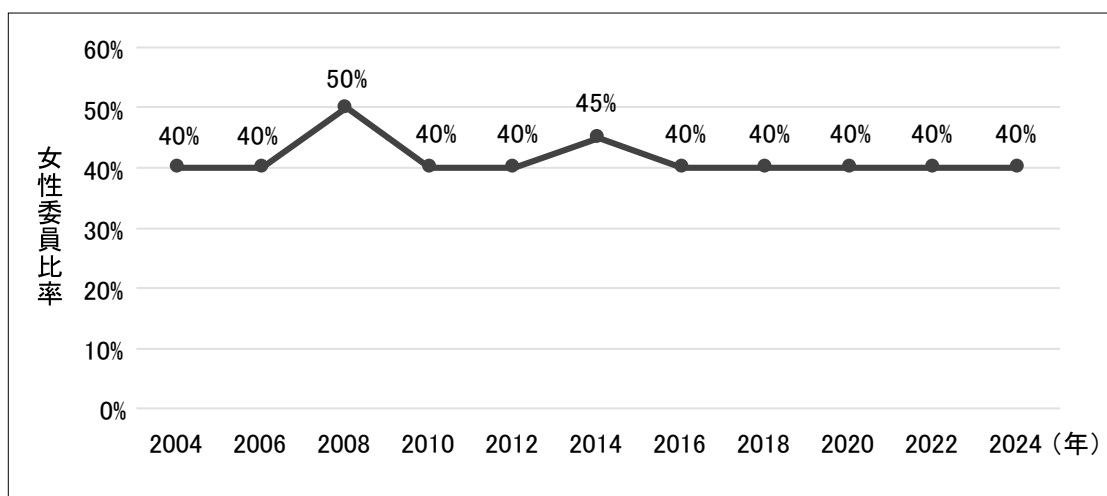


図7 岡山市の都計審の女性委員比率の推移

(3) 女性委員比率が高い要因及び具体的な取り組み

前述のように、長年女性委員比率が40%以上となっている要因について、担当者へのヒアリング調査を行った。理由としては、「岡山市審議会等の設置及び運営等に関する基本方針」において、「男女いずれか一方の委員の数は、原則として委員総数の10分の4未満としないようにすること。」とされ、積極的改善措置があることが挙げられる。この方針に基づき委員の選考や任命が行われている。さらに、委員名簿が確認できた2004年以降では、都計審において女性委員が委員総数の10分の4未満になったことはないが、岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例において基準を達しない場合には、岡山市男女共同参画専門委員会において審議・承認が必要となるという規定が設けられている。

委員種別の選考方法についても、ヒアリングを行った。岡山市の都計審の委員構成は学識委員7名、市議会議員7名、関係行政機関3名、市民委員3名である。学識委員については事務局での選考及び各団体（商工会議所等）への推薦依頼、市議会議員については議会に推薦を依頼することとしている。市民委員については公募ではなく、地域活動やまちづくり活動を行っている市民の中から、事務局での会議などにより任命している。この中で、各団体や議会への推薦依頼の際に可能な限り

女性を推薦していただくことを依頼しているということであった。さらに、市民委員については可能な限り女性委員を任命している。そのため市民委員は3名中3名が女性となっている。このような取り組みの結果女性委員が相当程度任命されているのであろう。

一方で課題としては、岡山市へのヒアリングでは、市議会議員については、候補となる女性議員が少なく、女性委員の選任が難しいという回答があった。市議会議員は7名任命されているが女性は1名である。そもそもの女性議員比率が15.2%（7人/46人）であることが、その要因であり、女性の推薦を依頼しても、その依頼に応えられるかというところには課題がある。

(4) 岡山市へのヒアリング調査のまとめ

本節では岡山市へのヒアリングを行い、比率の推移やその要因について明らかにした。ヒアリング調査の際に提供いただいた女性委員比率の推移からは長年女性委員比率が40%以上を維持されていることが明らかになった。

その背景には方針や条例が存在し、取り組みとしては女性委員を積極的に任命することや、議会や学識経験者への推薦依頼の際に女性を依頼するという工夫が行われていた。

4 さいたま市へのヒアリング調査

(1) ヒアリング調査概要

さいたま市へのヒアリング調査概要を述べる。本節では女性委員比率が40%以上であったさいたま市へヒアリングを行い、事例分析として女性委員比率の推移やその要因、具体的な対策を明らかにした。ヒアリングは市の都計審の担当者へメールを用いて実施した。以下では回答いただいた資料及びヒアリング内容を基に記述する。

(2) さいたま市の都計審の女性委員比率の推移

ヒアリング調査の結果の記述の前にさいたま市における都計審の女性委員比率の推移を記述する。女性委員比率の推移（2016年から2024年）を市より提供いただいた資料を基に作成した（図8）。そのため、さいたま市より提供がなかった2022年については、データが存在していない。なお、性別については名前から判断している。

図8に示すように2020年以外は40%を超えている自治体である。都計審の委員名簿によれば、委員総数は17名であり、そのうち女性は7名の年が多い。

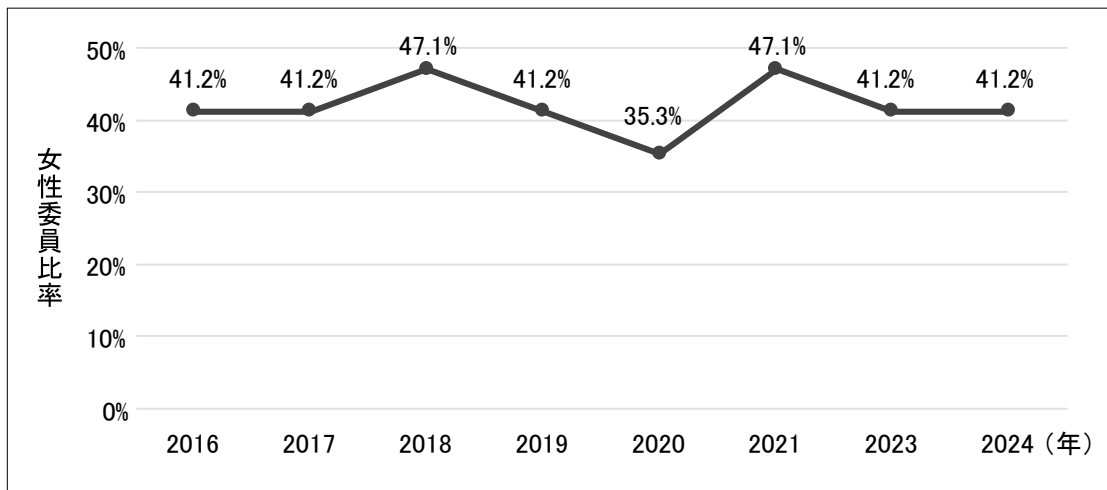


図8 さいたま市の都計審の女性委員比率の推移

(3) 女性委員比率が高い要因及び具体的な取り組み

さいたま市では女性委員比率についての要綱が存在しており、「さいたま市審議会等委員への女性の登用促進に関する要綱」により、審議会等の委員について、令和10年度までに女性の割合を42%以上とすることを目標としている。そのため、目標が達成できなかった場合は、あらかじめ審議会等の選任に係る事前協議を市民局長と行うことになっている。

最新の委員構成においても女性委員は学識委員が5名、議員委員が2名となっている。具体的な取り組みとしては学識委員及び議員委員を任命する際に要綱を意識した対応がなされている。学識委員については、紹介等により就任を依頼しており、極力女性の紹介を依頼、議員委員については、議会へ就任依頼を行う際に、要綱を意識していただくよう依頼を行っている。一方で、市民委員については公募によって選任されているが、男女の考慮はされておらず、意図的な採用はなされていない。さらに課題として都市計画という専門分野であるため、市民公募の女性応募が極めて少ないと回答があった。さらにその他委員に該当する職員についてもさいたま市地域が所管の国道事務所の所長及び県の土木事務所の所長が任命されており、人事異動によるもので、意図的に女性を任命することが難しいという回答があった。さらに、職員は充て職であるため、男性職員が多く、要綱の目標値の達成を引き下げている状況であるという回答もあった。

このように、学識委員及び議員委員の委員種別では女性委員比率を意識して任命ができていたが、その他委員や住民委員の委員種別では女性委員比率を考慮することができず、比率を下げる要因となっていた。

(4) さいたま市へのヒアリング調査のまとめ

本節ではさいたま市へのヒアリングを行い、比率の推移やその要因について明らかにした。ヒアリング調査の際に提供いただいた女性委員比率の推移からはほとんどの期間で女性委員比率が40%以上を維持していることが分かった。

その背景には要綱が存在し、取り組みとしては女性委員を意図的に任命することや、推薦依頼の際に女性を依頼するという工夫が行われていた。一方で市民委員の選考については前述の岡山市のように男女を意識した選考は行われていなかった。

5 千代田区へのヒアリング調査

(1) ヒアリング調査概要

千代田区へのヒアリング調査概要を述べる。本節では女性委員比率が40%以上であった千代田区へヒアリングを行い、事例分析として女性委員比率の推移やその要因、具体的な対策を明らかにした。ヒアリングは区の都計審の担当者へオンライン会議ツールを用いて実施した。実施日は2024年9月26日である。以下では回答いただいた資料及びヒアリング内容を基に記述する。

(2) 千代田区の女性委員比率の推移

ヒアリング調査の結果の記述の前に千代田区における女性委員比率の推移を記述する。女性委員比率の推移（2000年から2024年）を区より提供いただいた資料を基に作成した（図9）。なお、一部性別については名前から判断している年があるということである。

図9に示すように2000年から現在にかけて女性委員比率は上昇傾向にある自治体である。ここ5年は40%前後を推移している。

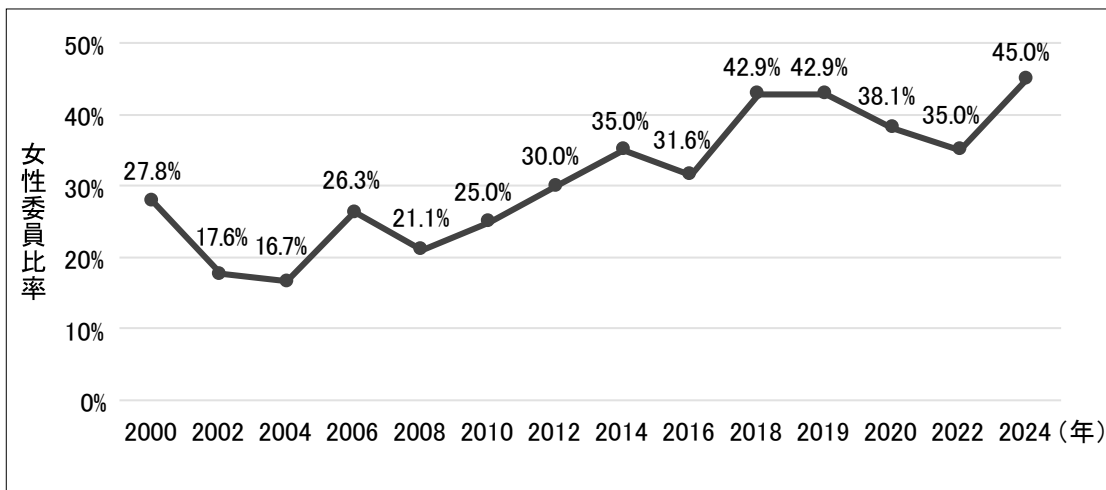


図9 千代田区の女性委員比率の推移

(3) 女性委員比率が高い要因及び具体的な取り組み

千代田区においては「附属機関等の設置及び運営並びに会議等の公開に関する基準」があり、目標としてどちらか一方の性が40%未満にならないことを目指している。区議会では附属機関等の女性委員比率が議題となることがあり、比率の低さを指摘される場合があるとのことである。

現在の委員構成では学識委員、区議会議員、区民委員の各3名、計9名の女性委員が任命されている。委員の任命方法と女性委員の任命について記述する。学識委員については、女性委員を意図的に任命するというよりは、必要な専門分野に応じて任命しているとのことであった。そのうえで、男女で40%未満にならないということを意識して選出が行われている。区議会議員については、区議会からの推薦によるため、事務局の方で女性委員を依頼しているわけではないが、区議会の中で配慮していただいているのではないかと回答があった。区民委員についても男

女を考慮しているわけではなく、公募によって選出している。そのほか、その他の委員種別の関係行政機関の委員については警察と消防の充て職であるという回答があった。

女性委員の目標達成についての課題を質問したところ、現状は円滑に達成できているとの回答があった。前述の通り、40%前後を維持している。ただし、達成できないとすると、関係行政機関の委員が2名とも男性、区議会からの推薦において男性委員比率が高い等のやむを得ない場合が想定されるとの回答があった。そのため、事務局で願いする中で調整できる学識委員、区民委員のところで可能な限りの調整が行われている。

(4) 千代田区へのヒアリング調査のまとめ

本節では千代田区へのヒアリングを行い、比率の推移やその要因について明らかにした。ヒアリング調査の際に提供いただいた女性委員比率の推移からは女性委員比率が上昇傾向にあることが分かった。ただし、これまでヒアリングを行った北九州市、岡山市、さいたま市と異なり、女性委員比率への目標未達の場合の特段の措置はなかった。

目標達成への取り組みとしては、他自治体のような女性委員を特段に意識した取り組みは行われていない。ただし、区議会の配慮や学識委員の分野を考慮したうえでの男女比の意識は存在していた。以上のように他自治体と比較して、女性委員比率についての強い目標や特段の取り組みはないものの、女性委員比率は近年上昇傾向にある自治体であることがヒアリング調査から明らかになった。

6 足立区へのヒアリング調査

(1) ヒアリング調査概要

足立区へのヒアリング調査概要を述べる。本節では第2章の調査において女性委員比率が40%以上であった足立区へヒアリングを行い、事例分析として女性委員比率の推移やその要因、具体的な対策を明らかにした。ヒアリングは区の都計審の担当者へメールを用いて実施した。以下では回答いただいた資料及びヒアリング内容を基に記述する。

(2) 足立区の都計審の女性委員比率の推移

ヒアリング調査の結果の記述の前に足立区における女性委員比率の推移を記述する。女性委員比率の推移（2020年から2024年の各年4月現在）を区より提供いただいた資料を基に作成した（図10）。なお、図の2024年（4月1日時点）では40%を超えていないが、第2章において、調査した時点（2023年12月）では40%と判断している。この理由は氏名から性別を判断した際の誤差が含まれているためと考えられる。

図10に示すように2020年から2024年にかけて、女性委員比率は30%前後の自治体である。

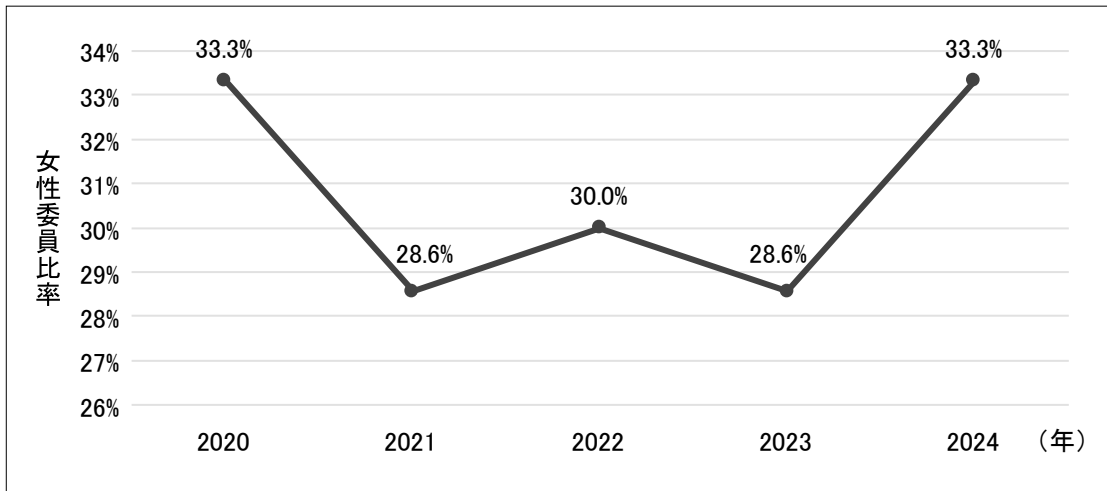


図10 足立区の都計審の女性委員比率の推移

(3) 女性委員比率が高い要因及び具体的な取り組み

足立区においては「足立区男女共同参画社会推進条例」が定められており、「区長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないように努めなければならない」という目標規定がある。ヒアリング調査当時は図10に示したように未達成であるが、達成できなかった場合の措置は特になしという回答があった。

足立区の委員構成は学識委員3名、区議会議員4名、住民委員（団体からの推薦）8名、住民委員（公募）3名、関係行政機関職員（警察及び消防）2名となっていた（2章で調査した2023年12月時点）。そのうち、学識委員については既存委員からの紹介等、住民委員（団体）は推薦、議員委員と関係行政機関職員は充て職で任命されているということであった。そして、具体的な女性委員比率が高くなるための取り組みについては、住民（団体）委員について「委員改選の際に女性の推薦を可能な限りお願いしている。」という回答があった。

課題としては住民公募の際に女性の応募は非常に少ないということが挙げられた。選考する際に男女を考慮することはしていないが、男女比が男11：女3（令和6年応募時点）であり、女性の応募自体が少ないということが課題である。そのほか、女性委員数増加などの女性参画を進めるうえでの課題については、「都市計画関係にかかわる女性が少ないのが現状」という回答があった。

(4) 足立区へのヒアリング調査のまとめ

本節では足立区へのヒアリング調査について記述を行った。足立区では条例によって40%という目標が定められているものの、足立区の女性委員比率はここ数年30%程度となっている。

具体的な取り組みとしては住民団体から推薦される委員については女性を推薦してもらうように依頼が行われていた。課題としては住民公募の応募時の男女比が男性に偏っていることが挙げられた。

7 本章のまとめ及び考察

本章ではヒアリング調査の結果を記述し、自治体の女性参画の推進状況や経緯を明らかにすることを目的とした。調査は第2章で調査した都計審における女性委員比率が40%以上の5自治体へのヒアリング調査を行い、その結果を分析した。

調査では主に目標や義務の有無、目標未達の際の対応、委員比率の上昇への具体的な取り組みについてヒアリングを行った。委員種別や自治体によって、委員選出時に性別を考慮して行っているかは異なるが、学識委員や住民委員などの事務局で考慮しやすい委員種別では女性を増やしやすいたということが分かった。また、議員委員については議会に男女比を考慮するよう推薦依頼をしている自治体とそうではない自治体が存在していた。さらに関係行政機関職員については多くの自治体で充て職であり、性別を考慮することが難しいという回答があった。

具体的には前述したように、例えば、北九州市では国や市長のリーダーシップにより女性委員を増やすための工夫として、委員構成の変更や肩書にこだわらない推薦の依頼を行っていた。その後女性委員数や比率は大きく増加、上昇することとなった。

このような女性委員を増やすための取り組みを他自治体でも参考にして行うことで、女性委員比率を上昇させることができるだろう。

第5章 結果及び結論

1 本研究の結果

本研究では都市計画を決める場と決めた結果における女性参画の状況を明らかにした。具体的には都計審における女性委員の人数及び比率、都市マスのジェンダー関連記述の分析を行ったのちに、自治体へのヒアリング調査を行った。研究対象自治体は人口50万人以上の27自治体及び東京都23区の計50自治体である。

第2章で記述した都計審における女性委員の人数及び比率についての調査結果をまとめる。本研究の結果、都市計画を決める場である都計審においては女性委員比率が23.5%であることが明らかとなった。この23.5%という数字は国や地方自治体の都市計画以外の他分野と比較しても低いことを示した。さらに、進行等を担う立場である会長についても調査を行った。委員名簿において明示されている16自治体において女性の会長は0名であった。

また、委員種別によっても女性委員の人数は異なり、関連行政機関の職員などで構成されるその他委員が最も女性委員数及び比率が少なく8%であることが分かった。相対的には50万人以上の自治体では学識委員(35%)、東京都23区では議員委員(25%)の女性委員比率が高くなっていた。委員種別によっても女性委員を増やすための対策は異なると考えられるため、委員種別に女性委員数や比率を把握することが必要であると考えられる。具体的な対策としては選出元となる自治体の議会における女性議員を増やすことや議会での選出の際に性別を考慮するなどが考えられる。さらに、住民公募の選考の際にも女性委員比率を考慮して実施するなどが考えられる。各自治体が行っていた具体的な対策については第4章にて調査した。

次に、第3章で記述した都市計画の基本的な方針である都市マスの記述分析の調査結果をまとめる。女性、子育て、性の多様性の3分類に分けてジェンダー関連記述の有無とその抽出を行った。はじめに女性記述については、そもそも都市マスに記述している自治体が29%にとどまっていることが明らかになった。また、記述されている分野も防災や産業に限られていることが分かった。記述している自治体の割合が低く、多くの自治体で記述を行うべきであると考えられる。そのためには都計審において女性委員を増やすことが必要であると考えられる。女性記述の有無別に都計審の女性委員比率を調査したところ、女性記述がある自治体の女性委員比率が高くなっていた。審議会の委員構成と政策の関係に着目した既往研究と同様に、委員構成と都市マスが関連していることが示唆される結果となった。

その他、子育て記述については全ての自治体で記述があった。一方で、性の多様性については2自治体(4%)で記述されているにとどまり、具体的な記述はなかった。子育てと同様に女性と性の多様性についても配慮した計画を策定することが必要と考えている。

以上のように都市計画を決める場と決めた結果の分析からは女性参画が十分であるとはいえず、都市計画における女性参画をより一層推進していく必要があるといえる。

最後に、第4章で記述を行った女性委員比率が高い自治体へヒアリング調査を行った結果をまとめる。ヒアリングを実施した自治体においては、自然に女性委員比率が高くなったわけではなく、意図的に女性委員を増やすための取り組みや工夫を行っていることが分かった。このような取り組みを他自治体でも行うことで、都市計画における女性参画を推進することが可能になると考える。具体的な対策や提言については次節に示す。

2 女性参画の推進に向けた提言

最後に本研究の結果を踏まえた、都市計画分野における女性参画の推進に向けた提言を取りまとめる。現状を再度確認すると、他の分野の審議会や国と比較しても地方自治体の都計審における女性委員比率は低く、女性委員を増やす必要がある。また、都市マスにおけるジェンダーに配慮した記述が少なく、都市計画においてジェンダーに配慮した政策が行われているとは言い難い状況である。以上の現状分析とヒアリング調査等の結果を踏まえ、都市計画において女性を含めたジェンダー平等な政策決定や政策の実施のための提言を都計審と都市マスの2点に分けて述べる。

(1) 都市計画を決める場における男女共同参画の推進

都市計画を決める場である都計審において女性委員比率が低く、男女共同参画が進んでいない。委員種別にみるとその他委員で特に委員比率が低い。また、母数が多い学識委員や議員委員においても十分とは言い難い状況である。その対応策は任命方法が個々に異なるため、委員種別に異なるものが必要と考えられる。委員種別にヒアリング調査を行った5自治体で行われていた対策をもとに以下の対策を提案する。

学識経験者については事務局で人選を行うことが可能である。女性の学識経験者を探すことや推薦依頼の際に女性の推薦を依頼するなどの対策が考えられる。第4章においてヒアリングした4自治体で行われていた。

議員委員については、議会の推薦によって委員が任命されていた。そのため、事務局で女性を意図的に任命することが難しい。ただし、議会も女性委員比率を考慮して推薦している自治体（千代田区）や議会へ推薦依頼するときに女性の推薦を依頼する（さいたま市）などの対策は他自治体も参考にできる取り組みである。

住民委員については、公募しても応募自体に男性が多いという声があった（足立区）。都市計画やまちづくりに関心を持ってもらうような取り組みが必要である。

その他委員については、関係行政機関の職員が充て職として任命されている。そのため、男女比を考慮することが難しいという回答がヒアリング調査において挙がっていた。改善策としては例えば、充て職にするにしても、特定の職にこだわるのではなく役職を広く捉え、女性を任命することも可能ではないだろうか。

また、そもそも女性を意図的に増やすまでもなく、男女の委員比率が均等であることが、本来望ましい姿であり、自然であると考えられる。そのためにはなり手となる候補者が男女同数に近いことが重要である。例えば議員の女性委員比率が日本は低いことが指摘されている。特に地方議会においては顕著であり、このような状況の結果として都計審における女性委員比率が低くなっている。短期的な解決策は前段

落までで記述した通りであるが、長期的には各分野における男女共同参画を進めることが本質的な解決策として必要であろう。具体的には、学識委員、議員委員や関係行政機関の職員などの委員候補に女性を増やしていくことが必要であり、今後の大きな課題である。

以上のような取り組みについて、北九州市のように行政が推進していくためには、国の後押しや市長のリーダーシップが必要である。本研究を基に、女性委員の比率が低い自治体が、他の自治体で実施されている女性委員比率向上のための取り組みを学び、それを自らの施策に生かしていくことを期待する。

(2) 都市計画を決めた結果におけるジェンダー平等への配慮

都市計画を決めた結果である都市マスの記述分析を通して、女性を含めたジェンダーへの配慮が進んでいないことを明らかにしてきた。記述がある自治体の女性委員比率が高いことから、前項で提案したように比率を上昇させることも必要であるが、都市マスについては、例えば都市マスを策定する際に自治体が参考している都市計画運用指針にジェンダーに配慮することを追加することが考えられる。国土交通省が作成している都市計画運用指針では、都市マスを策定する際に記載すべき事項や配慮すべき事項が記載されている。その中にジェンダーについても追加することで、都市マスを策定する際に配慮されるように自治体に促すことが想定される。さらに記述について、単に1つのキーワードとして記述するのではなく、幅広い分野で具体的な取り組みまで記述を行うことが必要であると考え。本研究で調査を行った都市マスはあくまで「計画」であり、実際の政策や事業化されたものではない。具体的な記述を行うことで、政策等へ反映しやすくなると考えられる。

そのための提案として、計画への記述についても同様に目標設定や指標設定を行うことを提案する。現状のように国が政策・方針を決める場に女性を増やすという目標を設定するのも必要であり、第4章で北九州市のヒアリングから示したように自治体が女性委員比率を上昇させる要因となっている。現行のように、単に審議会の場合において女性の人数を増やすということを目録設定とするのではなく、計画への記述についても同様に目標設定や指標設定を行うことも想定されうると考える。その際には具体的な記述までを目録設定することが必要である。

最後に今後の研究課題について述べる。本研究においては都計審の審議内容や審議の場における女性の発言のしやすさなどは分析できていない。また、計画についても記述の分析にとどまり、実際の都市政策においてジェンダーに配慮されているかについては調査できていない。本研究の着眼点は都市計画における決める場と決めた結果についてであるが、実際の都市における調査も今後は必要であると考えている。

本研究は女性に主に着目をし、分析を行ったが、人口の10%程度⁴⁰⁾を占めるLGBTsについては2自治体が計画に記述するにとどまっており、そのうえ具体的な取り組みの記述もなかった。この点についても都市計画におけるLGBTsの参画推進やジェンダーに配慮した都市政策が求められる。

40) 電通 (2023), 「LGBTQ+調査2023」, (<https://dentsu-ho.com/articles/8721>) (2024年4月20日 確認)

発表済みの研究成果

本研究の結果の一部は日本建築学会大会（関東）学術講演会、及び日本都市計画学会2024年度全国大会（第59回論文発表会）で発表を行った。また、日本都市計画学会が発行する査読付き論文誌の都市計画論文集に掲載されている。本報告書は以上の発表等の内容に加筆修正を行っている。

- ・土屋泰樹（2024）, 「都市計画審議会における委員種別の女性委員比率に関する研究」, 日本建築学会大会（関東）学術講演会, 東京都, 2024年8月28日
- ・土屋泰樹（2024）, 「都市計画における女性参画に関する研究 —都市計画審議会と都市計画マスタープランに着目して—」, 日本都市計画学会2024年度全国大会（第59回論文発表会）, 北九州市, 2024年11月3日
- ・土屋泰樹（2024）, 「都市計画における女性参画に関する研究 —都市計画審議会と都市計画マスタープランに着目して—」, 『都市計画論文集』, vol. 59, no. 3, pp. 1438-1445. doi: 10.11361/journalcpj.59.1438

引用文献一覧

各章で初出の文献を一覧として示す。

第1章

- ・内閣府（2020）,「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」
- ・国土交通省（2023）,「都市計画運用指針 第12版」
- ・小伊藤亜希子, 上野勝代, 中島明子, 松尾光洋, 室崎生子（2004）,「建築・都市計画分野におけるジェンダー・エンパワメント —自治体に働く建築職女性の現状」,『都市計画論文集』, vol. 39, no. 1, pp. 68-73
- ・辻村みよ子, 齊藤笑美子（2023）,『ジェンダー平等を実現する法と政治』, p. 223, 花伝社
- ・辻村みよ子, 稲葉馨（2005）,『日本の男女共同参画政策—国と地方公共団体の現状と課題』, p. 130, 東北大学出版会
- ・角橋佐智子（1994）,「大阪府審議会の実態と改革の方向」,『地域と自治体』, vol. 22, pp. 27-55
- ・山中拓真（2021）,「保育所運営審議会の委員構成に関する一考察」,『国際幼児教育研究』, vol. 28, pp. 207-218
- ・樺克裕（2015）,「審議会人事に関する一考察—財政制度等審議会と産業構造審議会を例として—」,『八戸学院大学紀要』, no. 50, pp. 1-9
- ・Wald KD, Rienzo BA, Button JW(2002),「Sexual orientation and education politics: gay and lesbian representation in American schools」,『J Homosex』, 42(4), pp. 145-168
- ・山中拓真（2022）,「合議機関の人口統計的構成が市区町村の子ども・保育者比縮小施策に与える効果」,『保育学研究』, vol. 60, no. 3, pp. 23-34
- ・梶原文男, 吉武哲信, 新城龍成, 出口近士（2005）,「九州地方における市町村都市計画審議会の学識経験者委員の構成に関する研究」,『都市計画論文集』, vol. 40, no. 3, pp. 493-498
- ・吉武哲信, 新城龍成, 梶原文男, 出口近士（2004）,「九州地方における市町村都市計画審議会の開催状況と委員との事前面談に関する考察」,『都市計画論文集』, vol. 39, no. 3, pp. 457-462
- ・新城龍成, 吉武哲信, 梶原文男, 出口近士（2004）,「九州地方における市町村都市計画審議会の公開性に関する研究」,『都市計画論文集』, vol. 39, no. 3, pp. 451-456
- ・長野基, 饗庭伸（2007）,「東京都区市自治体における都市計画審議会を媒介にした法定都市計画過程と議会の関係性の分析」,『都市計画論文集』, vol. 42, no. 3, pp. 235-240
- ・荒木美香（2024）,「日本の女性エンジニアの現状」,『建築雑誌』, vol. 139, no. 1784, pp. 4-5
- ・上野勝代, 川越潔子, 小伊藤亜希子, 室崎生子（2000）,『女性の仕事おこし、まちづくり』, p. 214, 学芸出版社
- ・饗庭伸, 五十嵐太郎, 根来美和, 福屋粧子（2024）,「ジェンダーと建築」,『建築ジャーナル』, no. 1351, pp. 8-13

- ・杉村菜々美, 照本清峰 (2023), 「災害発生後の避難生活環境における女性への配慮に関する不安感と対策意向の関連構造 —和歌山県印南町切目地域を事例に一」, 『都市計画論文集』, vol. 58, no. 3, pp. 1384-1391
- ・土屋泰樹, 中井検裕, 沼田麻美子, 坂村圭 (2021), 「2つの都心を持つ都市における都心の機能分担とその変化に関する研究 —産業別の事業所数に着目して—」, 『都市計画論文集』, vol. 56, no. 3, pp. 1389-1396
- ・越川知紘, 森本瑛士, 谷口守 (2017), 「コンパクトシティ政策に対する記述と評価の乖離実態 —都市計画マスタープランに着目して—」, 『都市計画論文集』, vol. 52, no. 3, pp. 1130-1136
- ・伊原隼人, 中井検裕, 沼田麻美子, 坂村圭 (2021), 「水害を経験した市町村における減災型水害対策の策定経緯に関する研究 —都市計画マスタープランを対象として—」, 『都市計画論文集』, vol. 56, no. 3, pp. 960-967

第2章

- ・内閣府男女共同参画局 (2024), 「国の審議会等における女性委員の参画状況調べ」
- ・男女共同参画局 (2023), 「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
- ・森田朗 (2006), 『会議の政治学』, 慈学社出版
- ・内閣府 (1999), 「昭和四十四年政令第十一号 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令」

第3章

- ・内閣府 (2024), 「男女共同参画白書」
- ・内閣府 (2020), 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」
- ・スフィアプロジェクト (1997), 「人道憲章と人道対応に関する国際的な最低基準」

第4章

- ・北九州市 (2003), 「北九州市附属機関及び市政運営上の会合への女性委員の参画促進要綱」

第5章

- ・電通 (2023), 「LGBTQ+調査2023」, (<https://dentsu-ho.com/articles/8721>) (2024年4月20日 確認)

資料：ヒアリング調査関連書類

ヒアリング調査の際の依頼文及び質問事項について資料として付記した。北九州市へのヒアリング調査の際の依頼文を付記したが、他自治体においてもおおよそ同様である。

調査依頼文

都市計画審議会に関するヒアリング調査へのご協力をお願い

拝啓

富山大学で都市計画に関する研究を行っている土屋泰樹と申します。現在、都市計画審議会における女性参画に関して研究を行っており、自治体の都市計画審議会担当部署へのヒアリング調査を実施することになりました。ヒアリング調査においては都市計画審議会における女性委員の割合や委員選出の課題等をお聞きしたく存じます。つきましては、貴自治体の都市計画審議会担当の方へのヒアリングを実施させていただきたく、ご協力をお願い申し上げます。

調査の際には回答いただく担当者のプライバシーについては厳重に管理致します。調査の結果は研究目的のみで利用します。本研究は学会等で発表を予定しています。公表の際には自治体名での記述にとどめ、ご協力いただいた担当者のお名前を直接記述することは決してありません。

なお、本調査は北九州市立男女共同参画センター・ムーブの「ジェンダー問題 調査・研究支援事業」の助成を受けたものです。

以上、突然のご依頼で誠に恐縮ですが、調査・研究の趣旨をご理解いただき、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。

敬具

2024年2月

富山大学学術研究部
都市デザイン学系 特命助教
土屋 泰樹

北九州市へのヒアリング調査での質問事項について

富山大学学術研究部
都市デザイン学系
特命助教 土屋泰樹

1 調査概要

この度はヒアリング調査にご協力いただきありがとうございます。この度、都市計画における女性参画に関して研究を行うことになりました。研究の中で、自治体の都市計画審議会の女性委員の割合や位置づけなどを調査したく、自治体へのヒアリング調査を行うこととしました。

これまでに人口50万人以上の27自治体及び東京23区の計50自治体の都市計画審議会の委員種別の女性委員数を調査しました。その中で、北九州市は最も女性委員割合が高く、北九州市女性団体連絡会議会長も任命されているなど女性参画が進んでいると考えたためです。

ヒアリング調査でお聞きしたい項目は以下の通りですが、その他日々の業務の中でのお考えや提供いただける資料等ありましたら情報提供をお願い致します。

2 質問項目及び内容

具体的にお聞きしたい内容は以下の通りです。お話しできる範囲で構いませんので協力をお願いします。

①都市計画審議会の委員構成、任命方法について

- ・現在の都市計画審議会の女性委員数、委員種別に。
- ・委員種別（学識、議員、職員、住民）に委員はどのように探すか。選考方法、任命基準など。

②女性委員について

- ・市全体や担当課内で女性委員の割合や人数の目標はあるか。ある場合はどのように決まっているか。その達成状況はどうか。
- ・女性委員を増やすうえで工夫はあるか。
- ・委員種別で女性委員の増やしやすさに違いはあるか。
- ・委員数増加などの女性参画を進めるうえでの課題は何か。
- ・住民委員を選考する場合に男女を考慮するか。応募の男女比はどうか。
- ・北九州市女性団体連絡会議会長を委員に任命している理由、きっかけ。

③都市計画行政における女性参画一般について

- ・事務局となる担当課の男女比はどうか。
- ・都市マス等を改定する際に女性や多様性に配慮した記述を追加するなど考えられるか。
- ・その他、女性や多様性に配慮していることはあるか。具体的には何に気を付けているか。

- ・都市計画マスタープランや立地適正化計画などでは他部署との調整も必要になると思うが、その際に女性参画面でコメントをもらうことはあるか。
- ・これまで女性参画の部署（女性の輝く社会推進室）への意見照会を行うことはあるか。もしあればその内容はどうか。

④市の女性参画に関する取り組みや課題について

- ・女性参画の観点から都市計画や建築行政はどのような立ち位置か。
- ・部署や業務の分野によって女性の職員が多い少ないといった偏りはあるか。もしあればその要因はなにか。

以上

令和5/6年度
ジェンダー問題 調査・研究支援事業 報告書
令和7年3月発行

編集・発行 ©北九州市立男女共同参画センター・ムーブ
情報課
〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11番4号
TEL/FAX (093)583-5082
<https://www.kitakyu-move.jp/>
e-mail:move@move-kitakyu.jp



北九州市立男女共同参画センター・ムーブ

〒803-0814 北九州市小倉北区大手町11-4 TEL/FAX 093-583-5082